



## 第二次

# 福島県県立特別支援学校全体整備計画

～「地域で共に学び、共に生きる教育」の推進に向けて～

平成29年12月15日  
福島県教育委員会

# 目 次

1	第二次福島県県立特別支援学校全体整備計画の趣旨	1
2	特別支援教育の変遷と本県の対応	2
(1)	特別支援教育における国の動向	2
(2)	本県における施設整備の対応	2
3	本県の特別支援教育の現状	3
(1)	特別な支援が必要な児童生徒数の増加	3
(2)	特別支援学校の児童生徒数の想定定員数	7
(3)	長時間通学の負担	9
(4)	寄宿舎の状況	10
(5)	老朽化した学校施設	10
4	状況の変化に対応した特別支援教育の在り方	11
(1)	本県における特別支援教育の充実に向けた取組	11
(2)	児童生徒や保護者等への相談・支援体制の構築	12
5	各生活圏の状況	15
(1)	全県の傾向	15
(2)	県北地区	18
(3)	県中地区	20
(4)	県南地区	21
(5)	会津地区	22
(6)	南会津地区	23
(7)	相双地区	24
(8)	いわき地区	25
6	県立特別支援学校の運営状況	26
(1)	大笹生支援学校（知的障がい）	26
(2)	あぶくま支援学校（知的障がい）	27
(3)	石川支援学校（知的障がい）	28
(4)	たむら支援学校（知的障がい）	30
(5)	西郷支援学校（知的障がい）	31
(6)	会津支援学校（知的障がい）	32
(7)	猪苗代支援学校（知的障がい）	33
(8)	相馬支援学校（知的障がい）	34

( 9 )	富岡支援学校（知的障がい）	35
( 1 0 )	いわき支援学校（知的障がい）	37
( 1 1 )	視覚支援学校（視覚障がい）	38
( 1 2 )	聴覚支援学校（聴覚障がい）	38
( 1 3 )	郡山支援学校（肢体不自由）	39
( 1 4 )	平支援学校（肢体不自由）	40
( 1 5 )	須賀川支援学校（病弱）	41
( 1 6 )	会津支援学校竹田校（病弱）	41
7	県立特別支援学校の整備の方向性	43
( 1 )	知的障がい以外の特別支援学校の動向	43
( 2 )	知的障がい特別支援学校の動向	43
8	第二次全体整備計画の基本方針	52
( 1 )	前計画及び指針における整備の課題	52
( 2 )	今後の整備の方向性	53
( 3 )	基本方針	53
( 4 )	教育環境を実現するために必要な指針	54
9	第二次全体整備計画における整備対象地区等	57
( 1 )	伊達地区	57
( 2 )	安達地区	59
( 3 )	南会津地区	61
( 4 )	その他	63
( 5 )	聴覚支援学校寄宿舍	64
( 6 )	震災により避難した富岡支援学校の対応	65
1 0	第二次全体整備計画による整備後の姿	65
( 1 )	通学時間について	65
( 2 )	教育環境（狭隘化）の改善について	67
1 1	おわりに	67

## 1 第二次福島県県立特別支援学校全体整備計画の趣旨

本県の特別支援学校の整備については、昭和54年の養護学校義務制の施行を踏まえ、知的障がい児入所施設との併設型による学校設置を中心として進められてきており、平成19年以降、特別支援教育を受ける児童生徒の増加傾向を背景として知的障がい特別支援学校の教育環境改善の声が高まったことから、平成25年3月に「福島県県立特別支援学校全体整備計画」、平成27年3月には「県立特別支援学校整備指針」を策定し、整備を進めてきた。

昭和19年、県内初の特別支援学校である視覚支援学校（旧盲学校）が県立学校に移管されて以来、県立特別支援学校は、今年4月に開校した「たむら支援学校」、「石川支援学校たまかわ校」を含め、本校15校、分校8校、計23校となっている。この間、特別支援教育に対する理解の浸透や期待の高まりなどから、特別支援学校の在籍児童生徒数は、知的障がいを中心に増加傾向が続いており、施設の狭隘化などにより十分な教育環境とは言い難い状況となっている。また、建設から数十年が経過している施設への対応や、地域のニーズに応じたセンター的機能を発揮する特別支援学校の整備など、教育環境のさらなる充実に向けて引き続き取り組んでいく必要がある。

近年は、「障害者の権利に関する条約」の批准によるインクルーシブ教育システム（※）の構築を図る上で基礎的環境整備や合理的配慮の提供などに代表されるように、共生社会の形成に向けた法整備等が着実に進んでいる。こうした中、特別支援教育においては、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場を提供し、地域との連携による取組を推進していくことが求められている。これは、本県の特別支援教育の基本理念である「地域で共に学び、共に生きる教育」のもとに目指している、一人一人のニーズに応じた地域や学校の支援体制の充実と合致するものである。

今回の計画は、現在の特別支援学校の現状と県内各地域の実状を見直し、分析するとともに、特別支援学校のあるべき姿を踏まえ、本県の特別支援教育の10年先を見据えて策定したものである。市町村における相談支援体制の整備や特別支援学校における特別支援教育のセンター的機能の充実を図るなど、切れ目のない支援の充実と併せ、特別支援学校で学ぶ児童生徒が将来に向け、夢や希望に満ちた生活が地域社会の中で営まれるよう特別支援学校の教育環境の更なる整備を進めていく。

※人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が「general education system」（署名時仮訳：教育制度一般）から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている（障害者の権利に関する条約第24条）。

## 2 特別支援教育の変遷と本県の対応

### (1) 特別支援教育における国の動向

- ① 昭和23年 盲・聾学校の就学義務、設置義務施行
- ② 昭和54年 養護学校義務制施行
- ③ 平成19年 障害者の権利に関する条約署名  
学校教育法改正による特別支援教育の開始
- ④ 平成23年 障害者基本法改正
- ⑤ 平成25年 学校教育法施行令の一部改正による就学先を決定する仕組みの改正
- ⑥ 平成26年 障害者の権利に関する条約批准
- ⑦ 平成28年 障害を理由とする差別等に関する法律施行  
合理的配慮の提供と基礎的環境整備
- ⑧ 平成30年 高等学校における通級による指導の制度運用開始

昭和54年に養護学校が義務制となり、障がいの程度や種類に応じて盲・聾・養護学校や特殊学級等の特別な場での指導が行われてきた。平成19年から特別支援教育への転換が図られ、児童生徒の教育的ニーズに応じた教育が児童生徒の在籍する全ての学校において実施されることとなった。さらに、「障害者の権利に関する条約」の批准により、特別支援教育をさらに推進し、共生社会の形成に向けてインクルーシブ教育システムを構築するため、児童生徒の連続性のある多様な学びの場の提供が必要となっている。

### (2) 本県における施設整備の対応

本県における施設整備は、昭和23年の盲・聾学校の設置義務施行による整備に端を発し、昭和35年に県立養護学校（現平支援学校：肢体不自由）、昭和48年に県立須賀川養護学校（病弱）を設置した。その後、昭和54年養護学校義務制に伴い、施設併設型の知的障がい特別支援学校として小学部と中学部の整備を進めてきた。

その後、高等部の開設、知的障がい特別支援学校児童生徒の増加への対応のため校舎の増改築などに取り組み、さらに平成25年には「福島県県立特別支援学校全体整備計画」を策定し、「障がいのある児童生徒等の学習活動が適切に行える教育環境作り」、「複数の障がい種に対応した専門的な教育が行われる学校作り」を基本方針とし、喫緊の対応が必要な下記の2地区の整備を重点的に進めてきた。

#### 【取組状況】

- ア いわき支援学校くぼた校を勿来高等学校内に設置した（平成27年4月）。
- イ たむら支援学校の小・中学部を旧田村市立春山小学校に、高等部を

船引高等学校内に設置した（平成29年4月）。

平成27年には「県立特別支援学校整備指針」を策定し、前述の基本方針に、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故以降顕在化した特別支援学校の整備における課題も含めて、その対策に取り組んできた。

#### 【取組状況】

ア 石川支援学校たまかわ校を旧玉川村立川辺小学校に設置した（平成29年4月）。

イ 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故の避難によりいわき市へ校舎を移転した富岡支援学校の応急的な対応として、四倉高等学校空き教室に中学部及び高等部を移設した（平成29年4月）。

ウ 相馬支援学校を南相馬市に移転新築する（平成32年4月開設予定）。

エ 老朽化した聴覚支援学校福島校、聴覚支援学校寄宿舎を改築する（平成30年代前半）。

オ あぶくま養護学校安積分校を閉校した（平成29年3月末）。

### 3 本県の特別支援教育の現状

#### (1) 特別な支援が必要な児童生徒数の増加

県内の幼児児童生徒数は減少しており（図1）、今後もその傾向が続くと予想される。その一方で、特別な支援を必要とする児童生徒数は増加している（図2）。これは全国的に見ても同様の傾向であり、その背景として、医療の進歩などにより障がいの診断が普及したことや受診動機の高まり、障がいの状態や教育的ニーズに応じた教育を望む保護者が増えたことなど、「特別支援教育への理解と必要性が高まった。」と分析（※）されている。

今回の計画における特別な支援を必要とする児童生徒数については、「日本の地域別将来推計人口」（国立社会保障・人口問題研究所）によると、平成33年以降、本県の子どもの人口減少率が大きくなっていることから、平成32年度までは増加し、それ以降は減少すると推定した。

平成30年度から平成32年度までの特別な支援を必要とする児童生徒数は、平成24年度から平成29年度までの平均増加率を基に推計した。

平成33年度から平成38年度の特別な支援を必要とする児童生徒数は、「福島県の推計人口」（平成29年4月1日現在 福島県）や他県の推計値を参考に、平成38年度の同児童生徒数を平成32年度の5%減とし、緩やかに減少すると推計した。

※出典：独立行政法人国立特別支援教育総合研究所「知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校に在籍する児童生徒の増加の実態と教育的対応に関する研究」平成21年度研究成果報告書

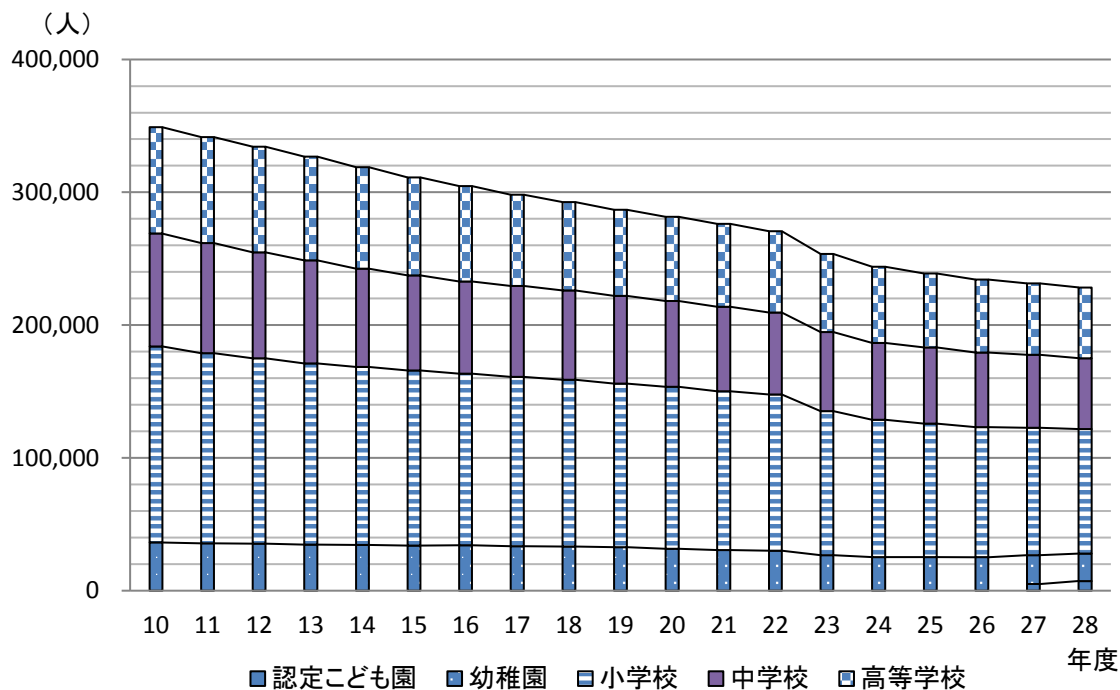


図1 県内の幼児児童生徒数の推移 (学校基本調査：各年度5月1日現在)

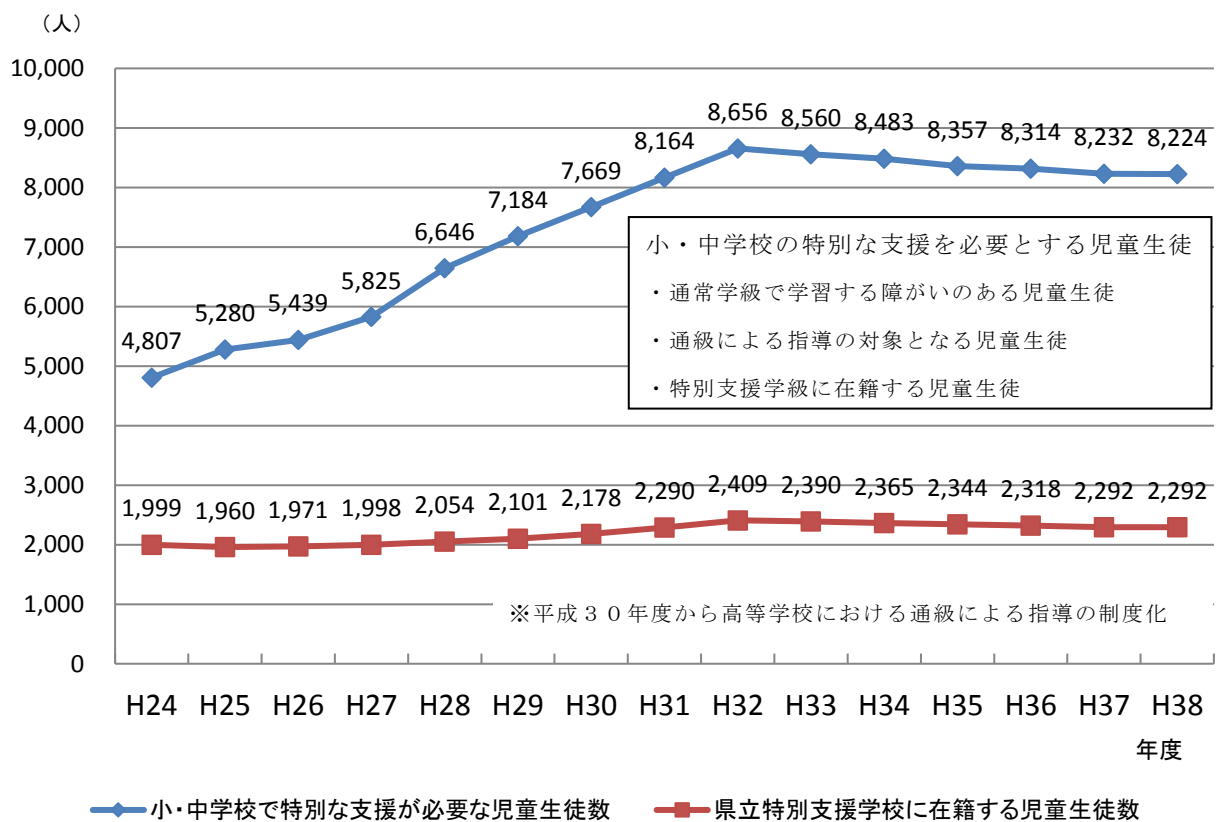


図2 県内の特別な支援が必要な児童生徒数の推移

(県特別支援教育関係資料：各年度5月1日現在)

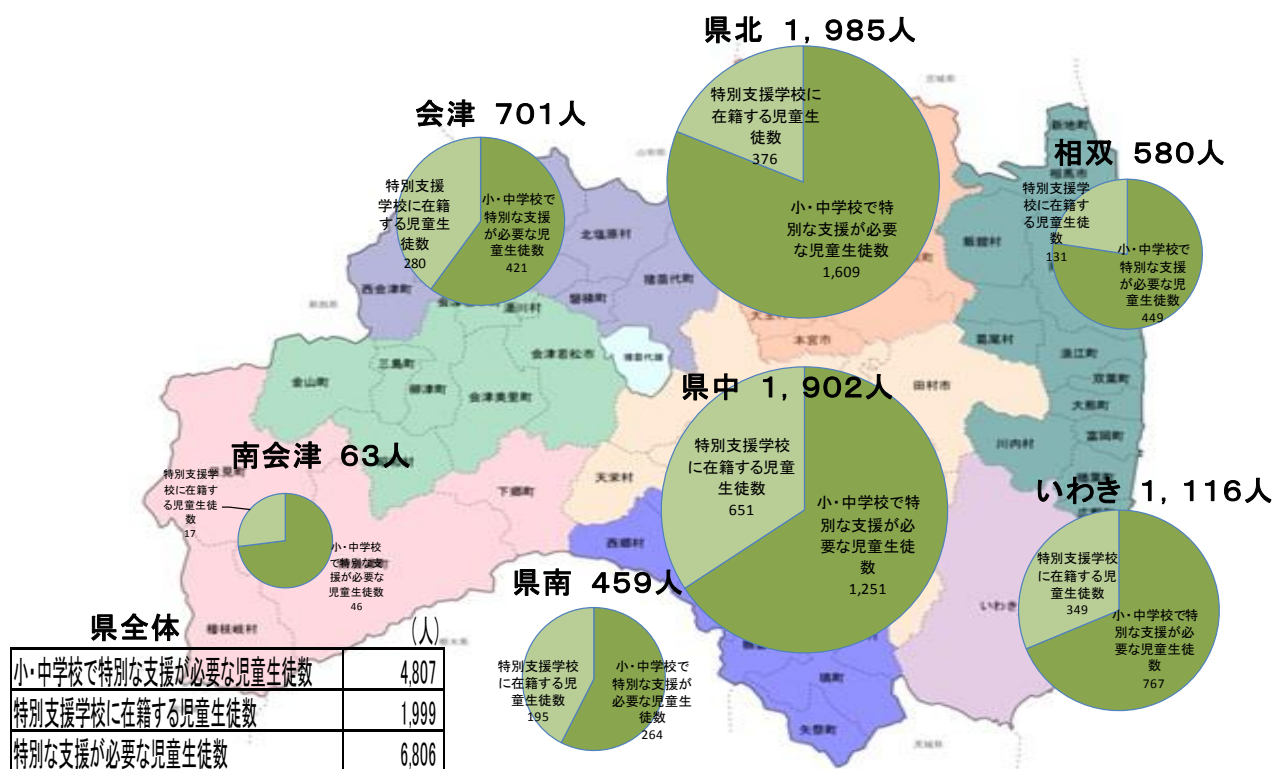


図3 平成24年度各生活圏における特別な支援を必要とする児童生徒数  
(県特別支援教育関係資料：各年度5月1日現在)

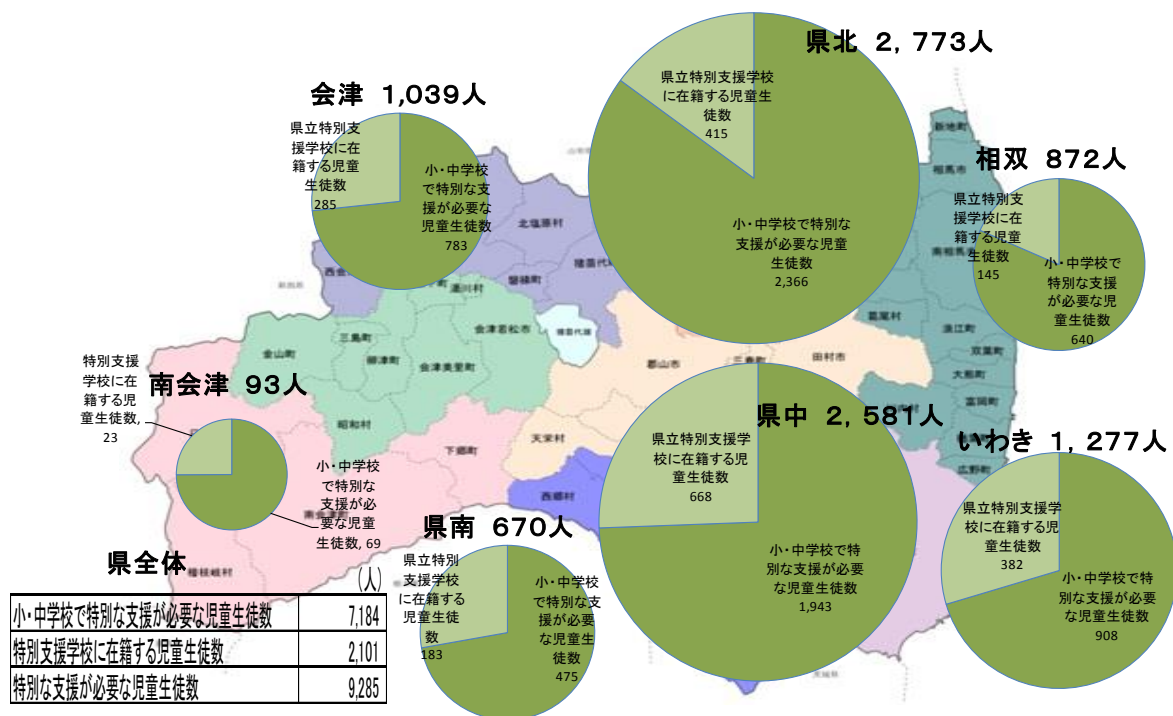


図4 平成29年度各生活圏における特別な支援を必要とする児童生徒数  
(県特別支援教育関係資料：各年度5月1日現在)



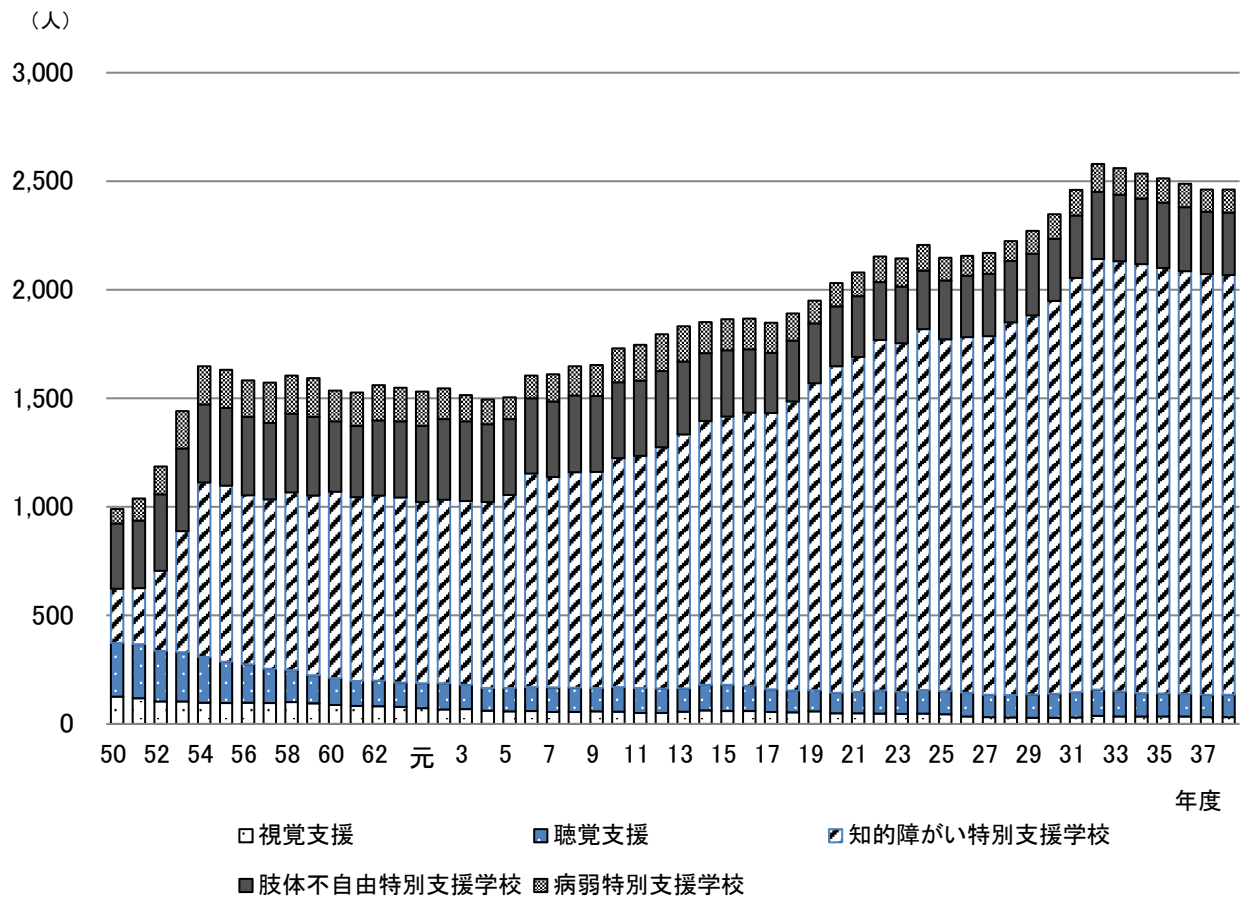


図5 県内全特別支援学校児童生徒数の推移

(県特別支援教育関係資料：各年度5月1日現在)

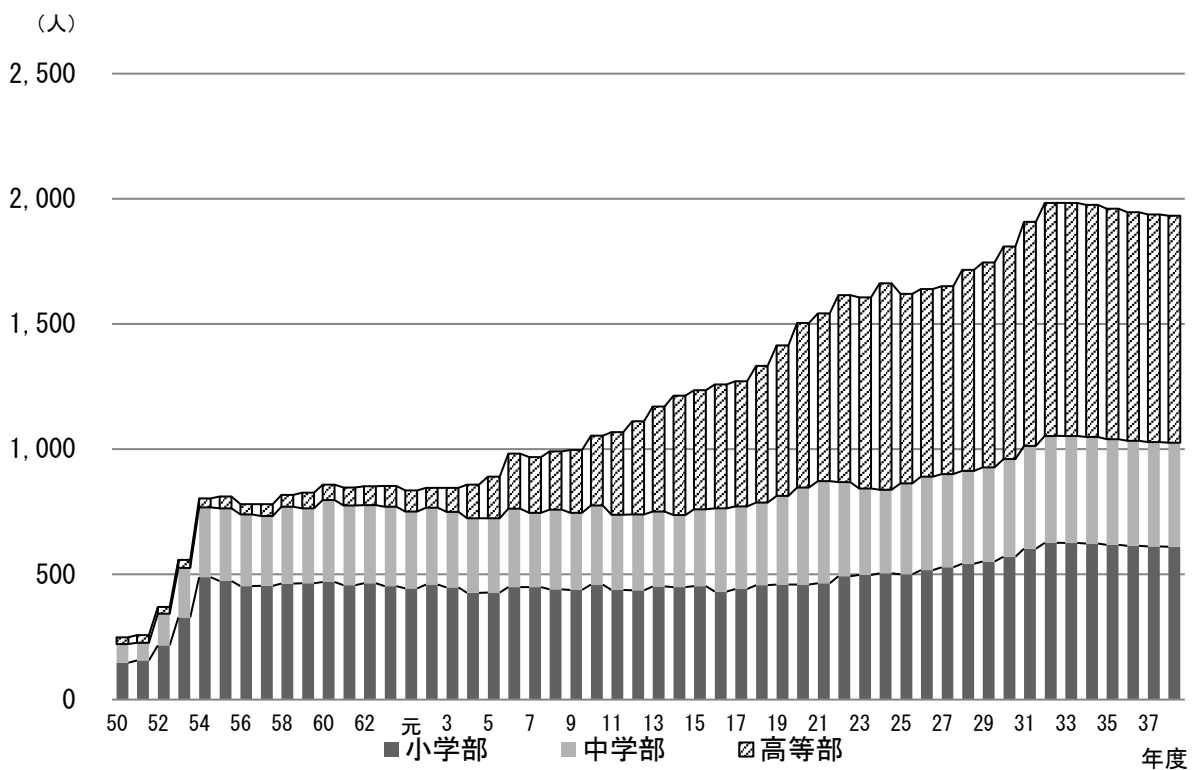


図6 県内知的障がい特別支援学校児童生徒数推移(学部別)

(県特別支援教育関係資料：各年度5月1日現在)

県内における特別な支援を必要とする児童生徒数は、年々増加し、小・中学校と県立特別支援学校に在籍する児童生徒数を合わせた数は、平成29年度で約9,300人となっている(図2)。

平成24年度から平成29年度までの特別な支援を必要とする児童生徒数の伸び率をみると、県立特別支援学校では、約1.05倍であるのに対し、小・中学校では約1.5倍と高くなっている(図3、4)。これは、県内各地の小・中学校で知的障がい及び自閉症・情緒障がい特別支援学級の増加が要因と見られる。

特別な支援を必要とする児童生徒数は、平成32年度をピークに減少していくが、その後平成38年度においても、約10,500人と現在より高い水準で推移していくと予想される。また、平成30年度から高等学校における通級による指導が制度化されることから、中学校の通級による指導の対象者や特別支援学級在籍者も増加していくと考えられる。

県立特別支援学校の児童生徒数については、平成32年度に約2,400人まで上昇した後、平成38年度の約2,300人まで緩やかに減少する見込みである。

なお、県立特別支援学校の障がい種別では、知的障がい特別支援学校の児童生徒が増加しており、その中でも、全国的な傾向と同様に、高等部の在籍生徒数の増加が見られる(図2、5、6)。

## (2) 特別支援学校の児童生徒数の想定定員数

知的障がい特別支援学校在籍児童生徒数の増加に伴い、各特別支援学校では全体的に教室不足の状態となっている。そのため、教室を間仕切りして使用しているほか、特別教室やワークスペース、プレイルーム等を教室に転用するなどの対応例がある(写真1・2)。また、作業学習等を行う教室が十分確保できず、授業等に支障をきたす事例や、自校の給食施設のみでは必要とされる食数を確保できない学校もでている(※)。

県立特別支援学校において、間仕切り等をしないで使用した場合の教室の想定定員数は表1のとおりである。

---

※ あぶくま支援学校は、在籍する児童生徒数が給食提供可能数を上回っているため、聴覚支援学校から給食の提供を受けている。

県立特別支援学校の児童生徒数増加に伴う改修工事例

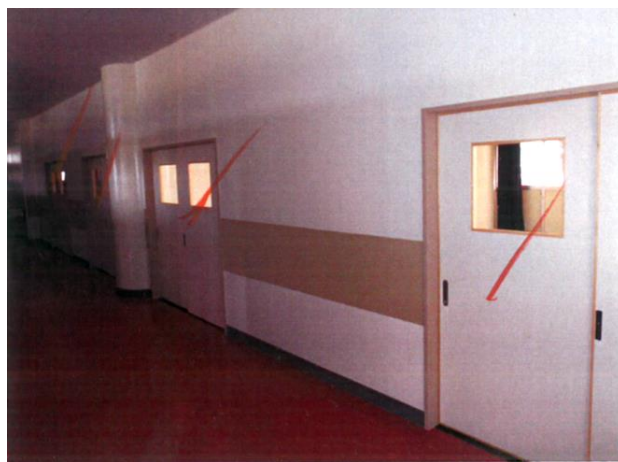


写真1 改修前（プレイルーム）

写真2 改修後（高等部教室）

表1 県内の県立特別支援学校（知的障がい）の想定定員数について  
（単位:人）

		平成29年度 在籍者数 A	教室数		想定定員数 B ※	想定定員数と 在籍者数の差 B-A
			小・中	高		
大笹生支援	教室数		30	16		
	生徒数	257	120	96	216	△41
あぶくま支援	教室数		33	28		
	生徒数	348	132	168	300	△48
石川支援	教室数		16	8		
	生徒数	121	64	48	112	△9
たまかわ校	教室数		10			
	生徒数	37	40		40	3
たむら支援	教室数		7	8		
	生徒数	38	28	48	76	38
西郷支援	教室数		16	10		
	生徒数	129	64	60	124	△5
会津支援	教室数		25	15		
	生徒数	218	100	90	190	△28
猪苗代支援	教室数		8	6		
	生徒数	43	32	36	68	25
相馬支援	教室数		10	6		
	生徒数	94	40	36	76	△18
富岡支援	教室数		12	6		
	生徒数	52	48	36	84	32
いわき支援	教室数		30	16		
	生徒数	211	120	96	216	5
くぼた校	教室数			7		
	生徒数	28		42	42	14

※1教室当たりの定員を小・中学部は4名、高等部は6名とし、各学校の教室数との積から計算した人数

### (3) 長時間通学の負担

居住する市町村に特別支援学校がない場合などでは、通学や保護者の送迎に1時間以上かかっていることがあり、児童生徒や保護者にとって大きな負担となっている。小学部から中学部、高等部へと学年が進むにつれて公共交通機関を利用する割合は高くなり、交通事情等によりさらに時間を必要とする場合が多くなっている。

文部科学省が平成28年3月に示した特別支援学校施設整備指針では、通学環境について「幼児児童生徒が疲労を感じない程度の通学距離、又は通学時間を設定できるよう校地を選定することが望ましい。」とされている。また、公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き（平成27年1月27日）では、小・中学校の通学距離の基準（小学校：おおむね4km以内、中学校：おおむね6km以内）に加えて、1時間以内を一応の目安として市町村が判断すると示している。こうした観点からも本県特別支援学校においても望ましい通学時間の目安は1時間以内とすべきである。

生活圏別で県立知的障がい特別支援学校の通学時間を見た場合、県中地区や相双地区で1時間を超す割合が高くなっている。これは、あぶくま支援学校に通学する際の郡山市内の交通事情によるものと、いわき地区南部からいわき地区北部にある富岡支援学校の仮設校舎に通学していることが要因となっている。加えて他の生活圏においても1時間を超す事例があるため、長時間通学の負担軽減は本県の課題となっている（図7）。

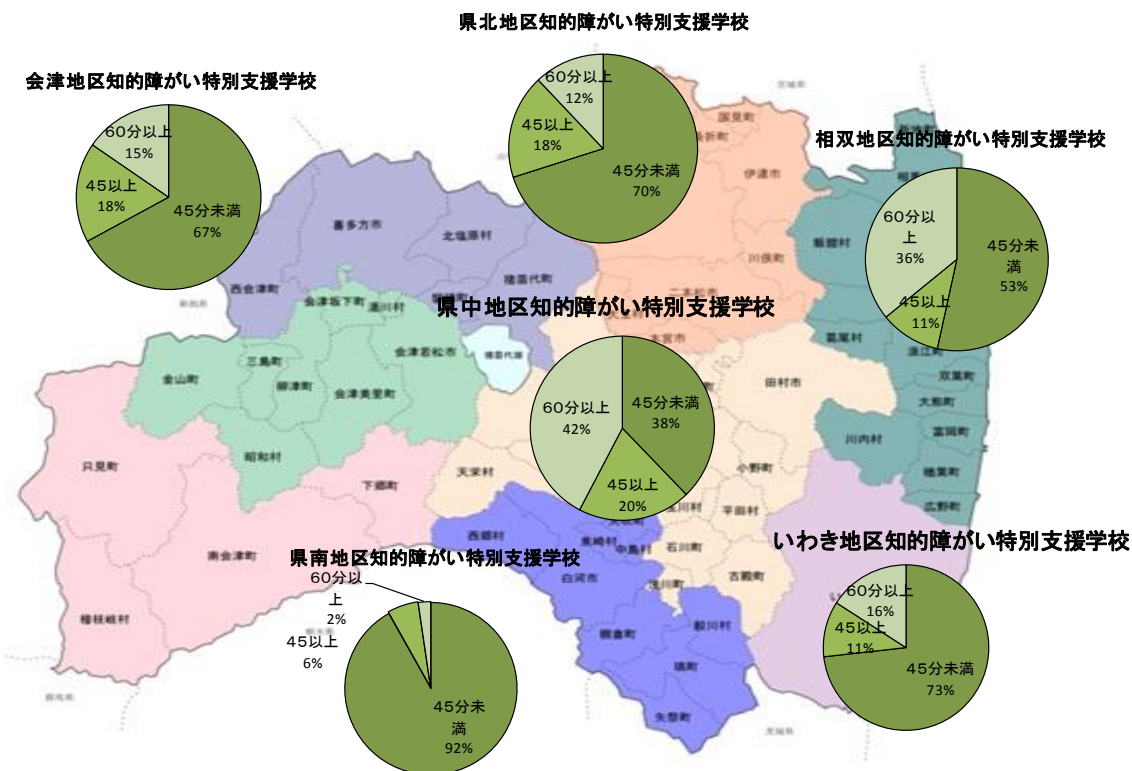


図7 県立知的障がい特別支援学校の通学時間状況

(県特別支援教育関係資料：各年度5月1日現在)

#### (4) 寄宿舎の状況

特別支援学校には原則として寄宿舎の設置義務がある（学校教育法第78条）。

視覚、聴覚、肢体不自由の県立特別支援学校は、通学範囲が広範囲にわたること、集団生活の中で自立に向けた実践的な生活スキルの獲得を目指してきたことから寄宿舎を設置し対応している（表2）。

一方、県立知的障がい特別支援学校は、南会津地区を除き各生活圏ごとに1校ないし数校設置されており、入所施設が併設されていることや通学バスを運行していることから、寄宿舎は設置していない。

表2 平成29年度県立特別支援学校寄宿舎入舎人数

学校名	障がい種別	学部別入舎人数				主な入舎者の出身地区
		小	中	高	計	
視覚支援	視覚	3	2	9	14	県北4、県中4、県南4、その他2
聴覚支援	聴覚	0	14	15	29	県北17、会津5、県南4、その他3
郡山支援	肢体不自由	0	3	19	22	県北10、県中7、会津5
平支援	肢体不自由	4	2	4	10	いわき9、相双1

#### (5) 老朽化した学校施設

県内には聴覚支援学校寄宿舎を始めとして建築から相当年数を経過する学校や施設がある（表3）。これらの施設は、設備が老朽化し、児童生徒の障がいの状態や特性及び現在の学習・生活様式等を考慮すると早急な改修が必要となっている。また、防災・防犯等の安全性に配慮した施設環境の整備の検討が必要となっている。

表3 県立特別支援学校施設の設置年度

学校名	設置年度	備考
聴覚支援学校 福島校	S33	改築 実施設計中
聴覚支援学校 寄宿舎	S35	
西郷支援学校 教室棟	S50	
須賀川支援学校 教室棟	S48	
猪苗代支援学校 教室棟	S53	
大笹生支援学校 北校舎	S54	
石川支援学校 教室棟	S55	
大笹生支援学校 体育館	S58	
いわき支援学校 体育館	S60	
いわき支援学校 特別普通教室棟	S61	

## 4 状況の変化に対応した特別支援教育の在り方

### (1) 本県における特別支援教育の充実に向けた取組

特別支援教育は、障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

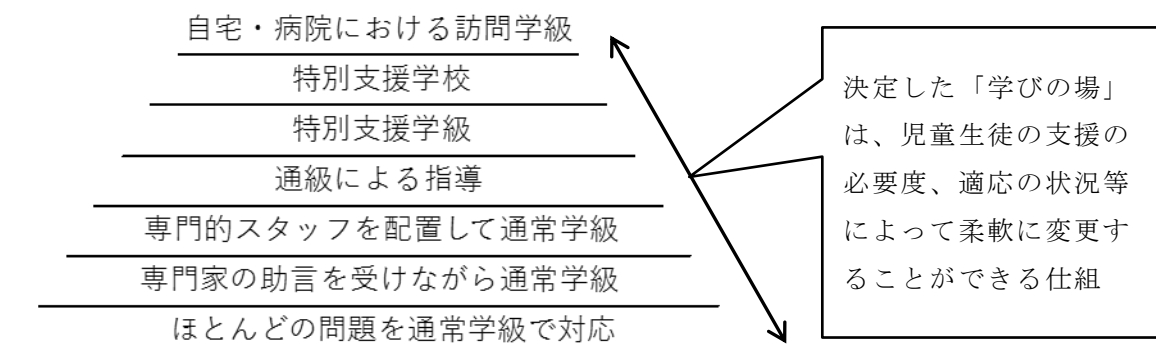
障がいにより小・中学校の通常の学級における指導や支援だけではその能力を十分に伸ばすことが困難な児童生徒については、特別な配慮の下、一人一人の障がいの種類や程度、発達段階等に応じて、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校というように多様な学びの場が各地域において選択できる環境にあることが必要である。

本県の特別支援教育の基本理念である「地域で共に学び、共に生きる教育」の実現に向けて、各地域での連続性のある多様な学びの場を充実させ、変化する時代に対応する力を身につけるためにも、一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援を充実させることが重要である。

そのため、本県では各地域の特別支援学校と教育事務所、特別支援教育センターによる「地域支援チーム」を組織し、地域や小・中学校、高等学校等のニーズに合わせて特別支援教育に関する情報提供や、教員への研修を実施することにより、児童生徒にかかわる教員等の専門性の向上を図っていく。

#### 連続性のある「多様な学びの場」のイメージ

～子どもの教育的ニーズにきめ細かく応える指導を提供できる場～





## (2) 児童生徒や保護者等への相談・支援体制の構築

特別な支援を必要とする児童生徒数の増加等により、各地の特別支援学級の設置や特別支援学校の施設整備が進められてきた。こうした対象児童生徒数の増加傾向は、今後も当分の間続いていくと想定しているが、本県の特別支援教育の基本理念である「地域で共に学び、共に生きる教育」を推進するために必要な取組は、施設の整備だけで充分ではない。

これまで「特殊教育」として、障がいの程度や種類に応じて教育の場を整備し教育を行ってきたものが、障がいのある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて適切な教育を行う特別支援教育へと転換されたことから、児童生徒の教育的ニーズを的確に把握するとともに、本人と保護者を含め、関係機関と連携した支援体制を構築していくことが必要不可欠となっている。

そのために、まず児童生徒に最も身近な存在である保護者の子育てや教育に関する不安や悩みに対して、親身になって受け止めるとともに、こうした悩みに対して適時適切に対応できる相談窓口が必要である。こうした窓口は、行政をはじめとする関係する機関相互の連携により複数あることが望ましく、各特別支援学校は、地域の中心として相談支援の充実に努めていく。

### 【様々な保護者の悩みや気づき】

- 見落としやうっかりミスが多い、注意がそれやすい
  - 常に動く、落ち着きがない
  - 順番が守れない、質問の途中でも返答する
  - コミュニケーションがとれない
  - 興味や関心など特定なものへのこだわりがある
  - 聴覚、触覚、視覚など感覚の過敏
  - 特定の事ができない
  - 話を聞くのが苦手
- 等

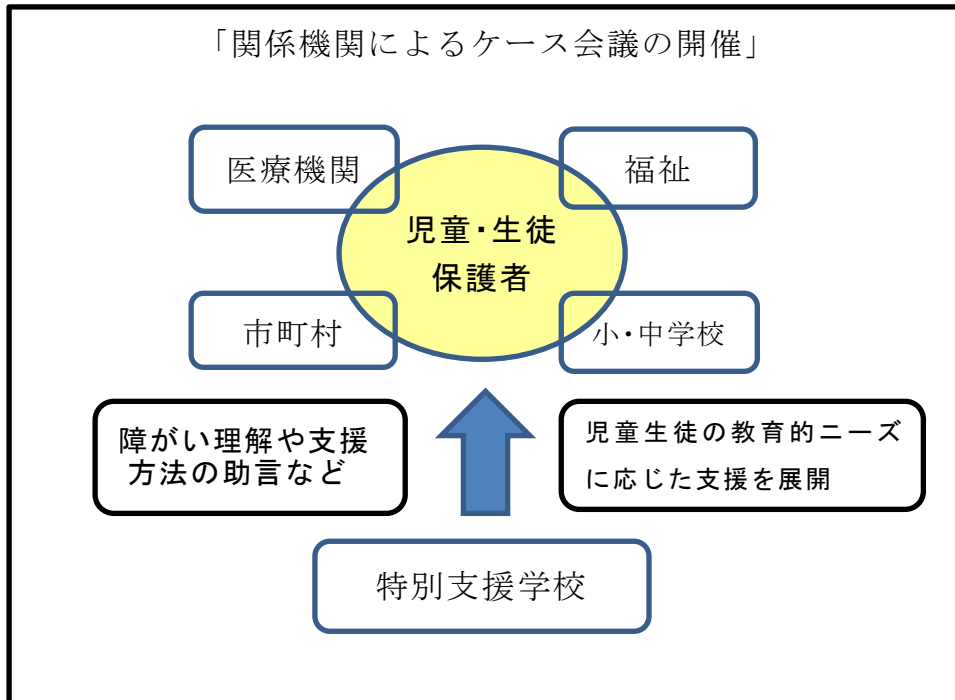
保護者の不安や悩みを気軽に相談できる窓口



### 【具体的な支援の展開事例】

通常学級に在籍している児童・生徒

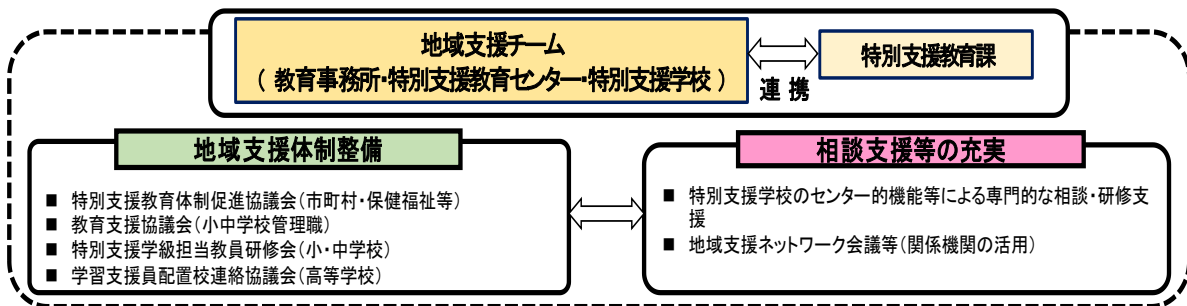
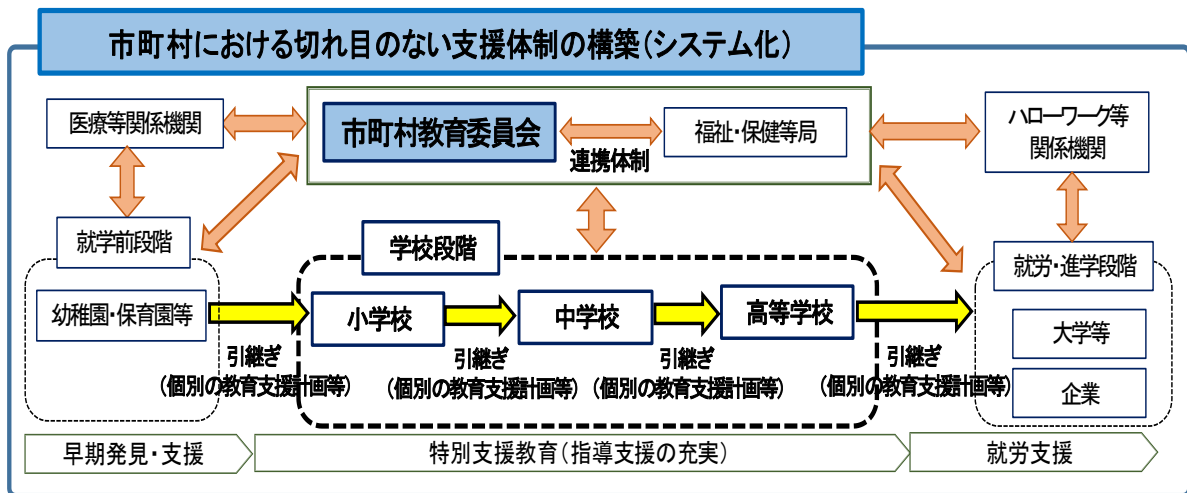
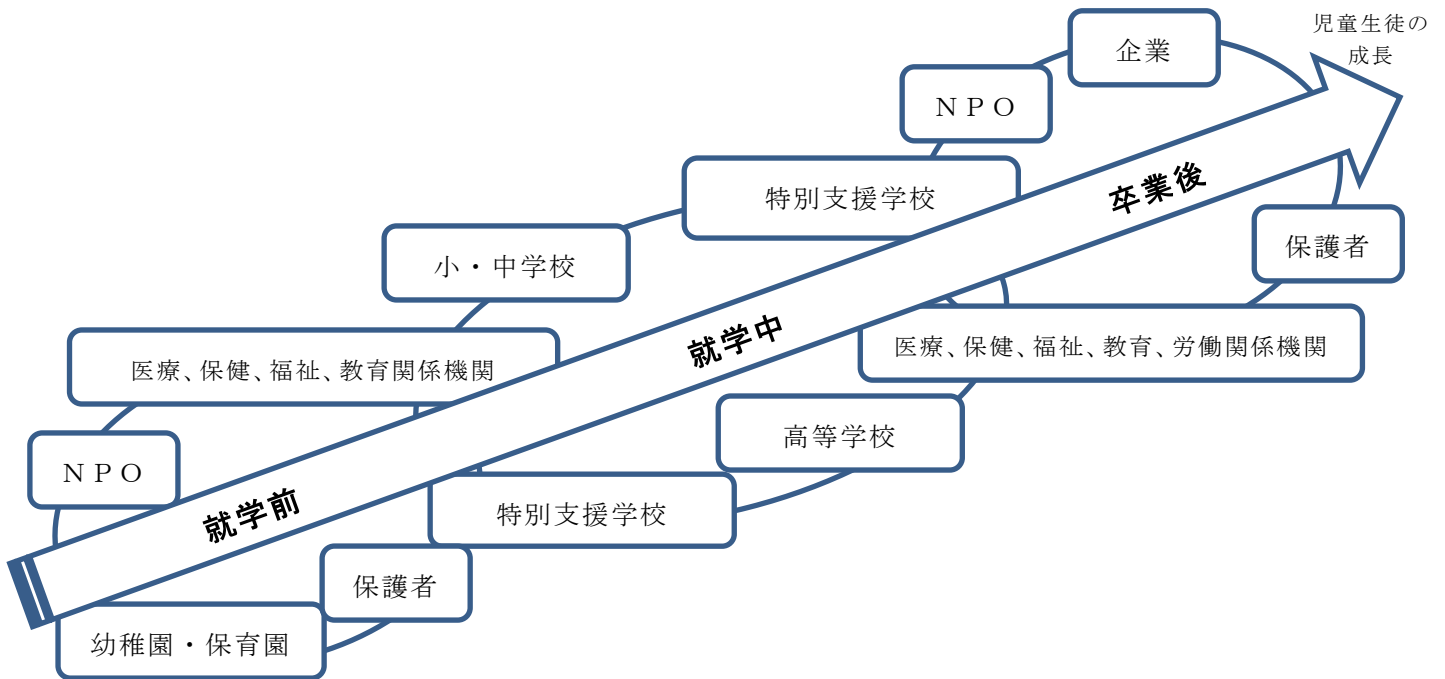
- 主訴：① 子どもの言葉の遅れが気になる  
② 医療機関から発達障がい疑いがあると診断



さらに、地域の医療、福祉、保健、労働等の関係機関がそれぞれの専門性を発揮し、特別な支援を必要とする児童生徒の自立や社会参加に向けて、早期から相互に連携した切れ目のない支援体制を構築する必要があることから、特別支援学校が支援体制構築に向けて中心的な役割を果たしていく。



障がいのある児童生徒一人一人のライフステージに応じた支援体制  
～0歳からの支援～



## 5 各生活圏の状況

### (1) 全県の傾向

小・中学校の特別な支援を必要とする児童生徒数及び県立特別支援学校在籍児童生徒数は、平成32年度をピークにその後平成38年度まで緩やかに減少して推移すると見られ、この傾向は県内全体の傾向であり、各生活圏でも大きな差は見られない(図8～14)。

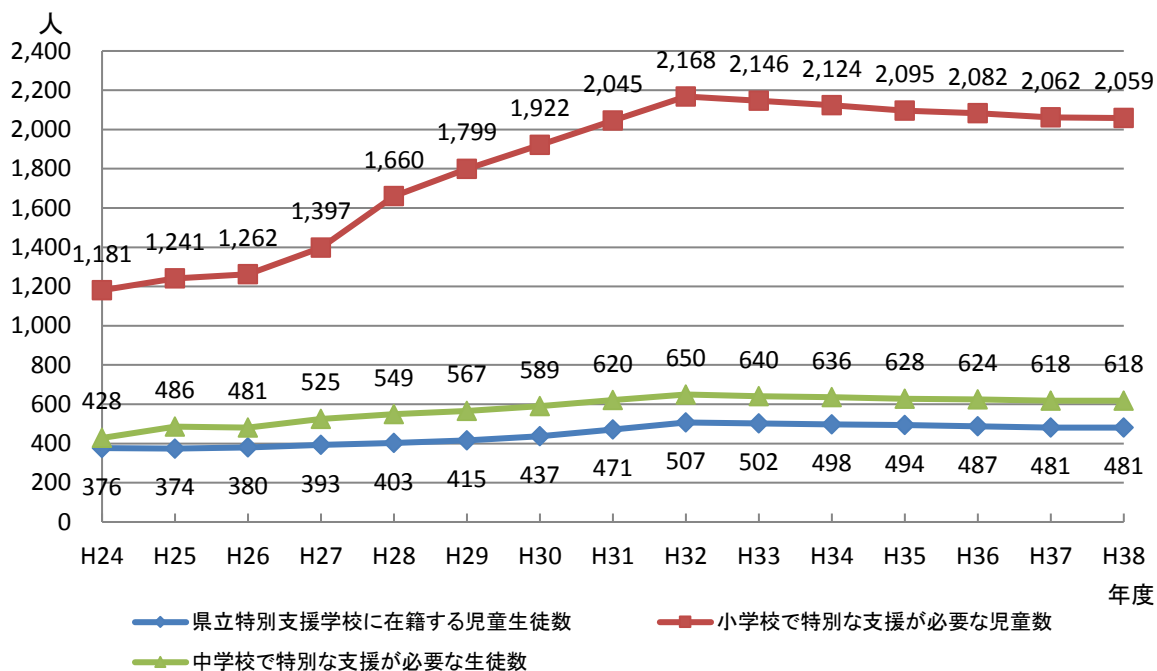


図8 県北地区

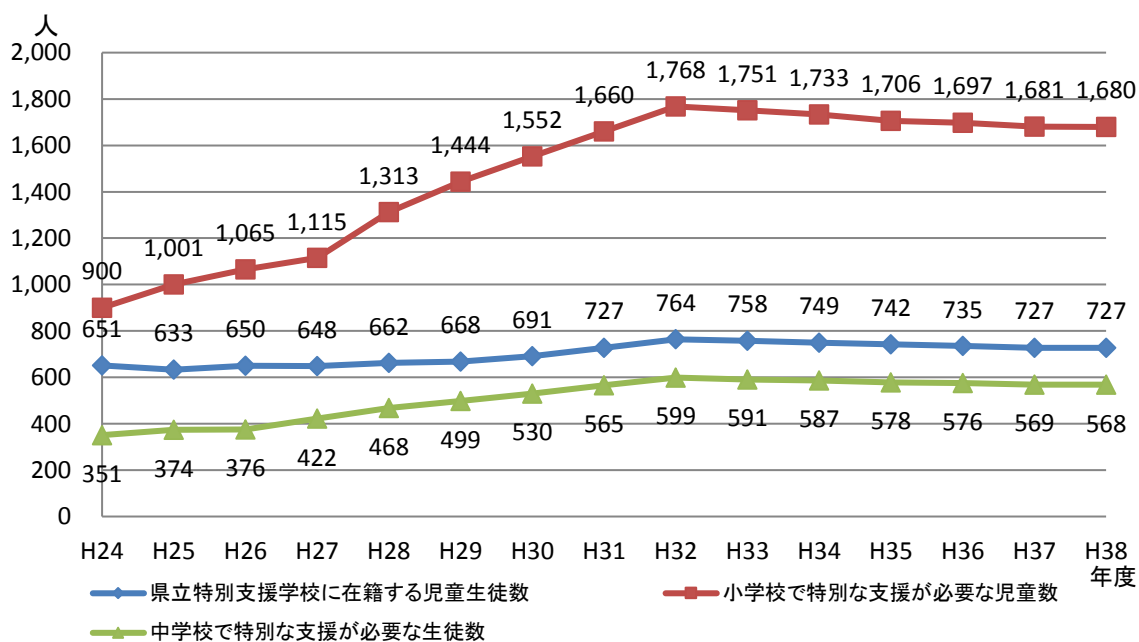


図9 県中地区

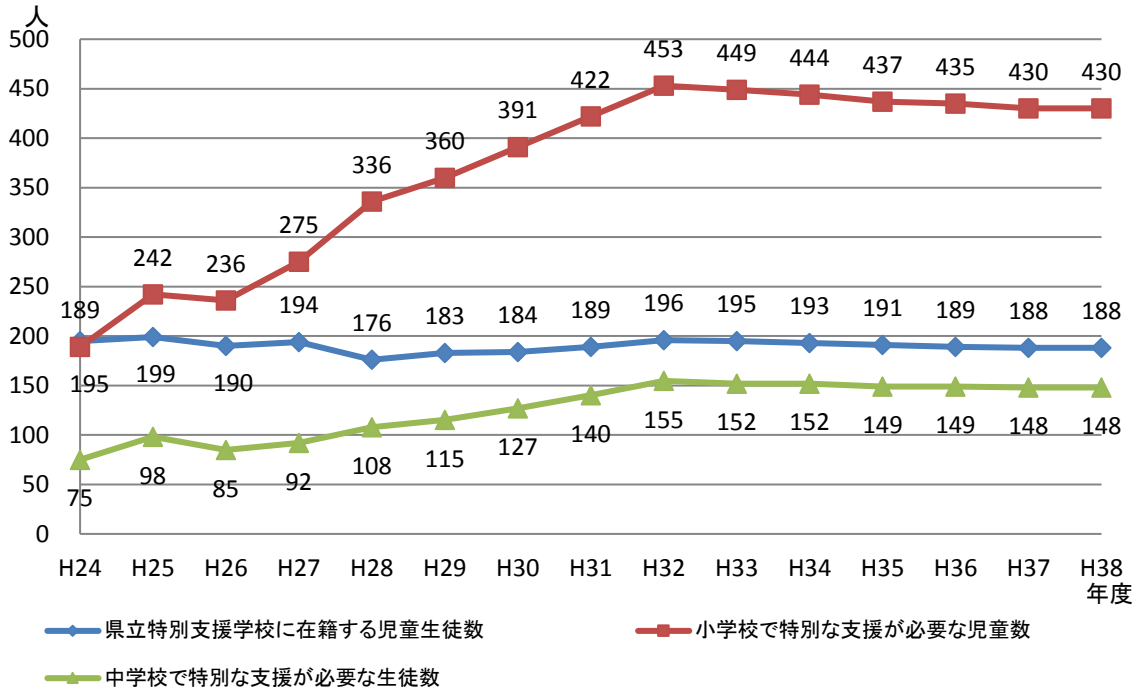


図 1 0 県南地区

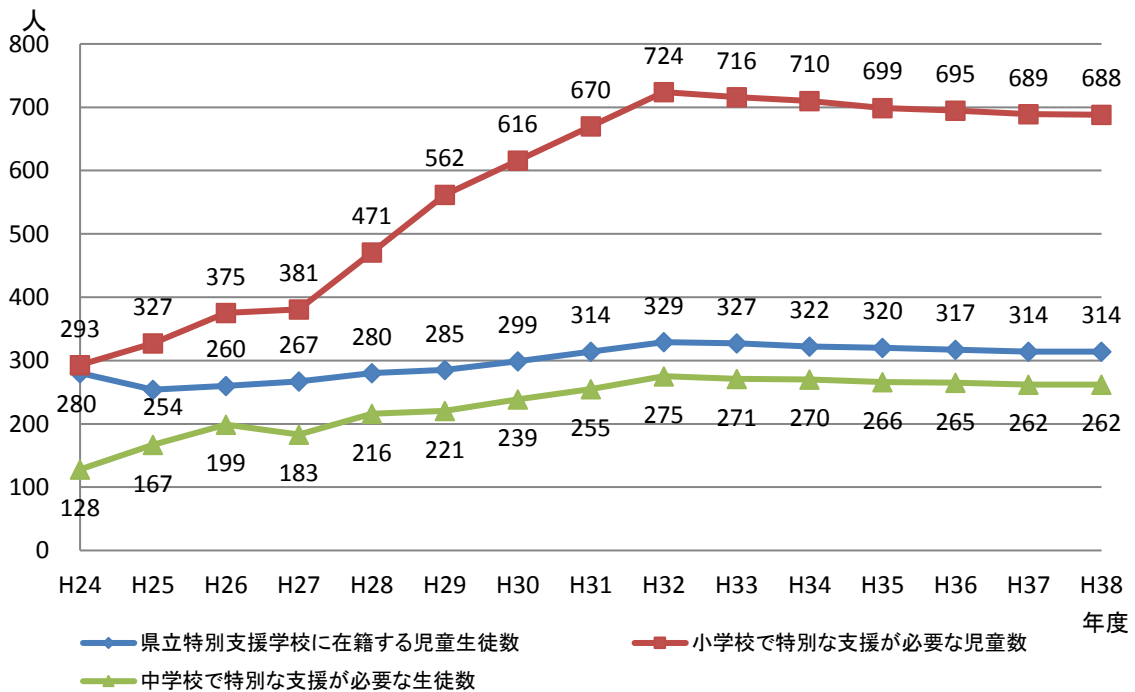


図 1 1 会津地区

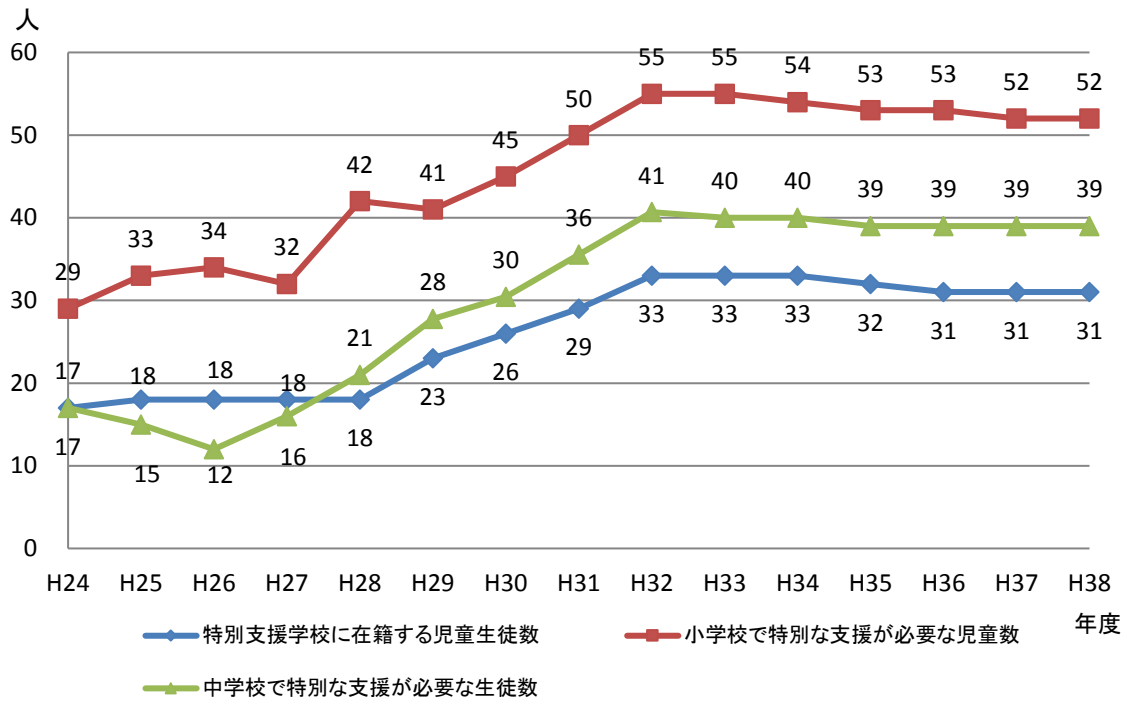


図 1 2 南会津地区

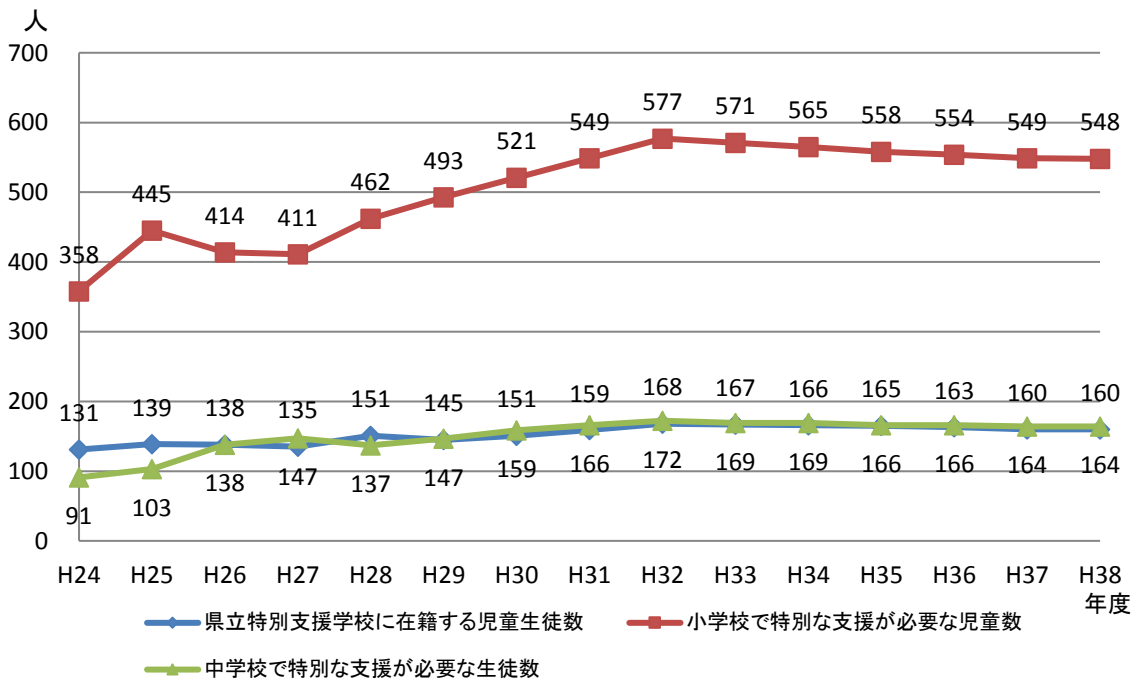


図 1 3 相双地区

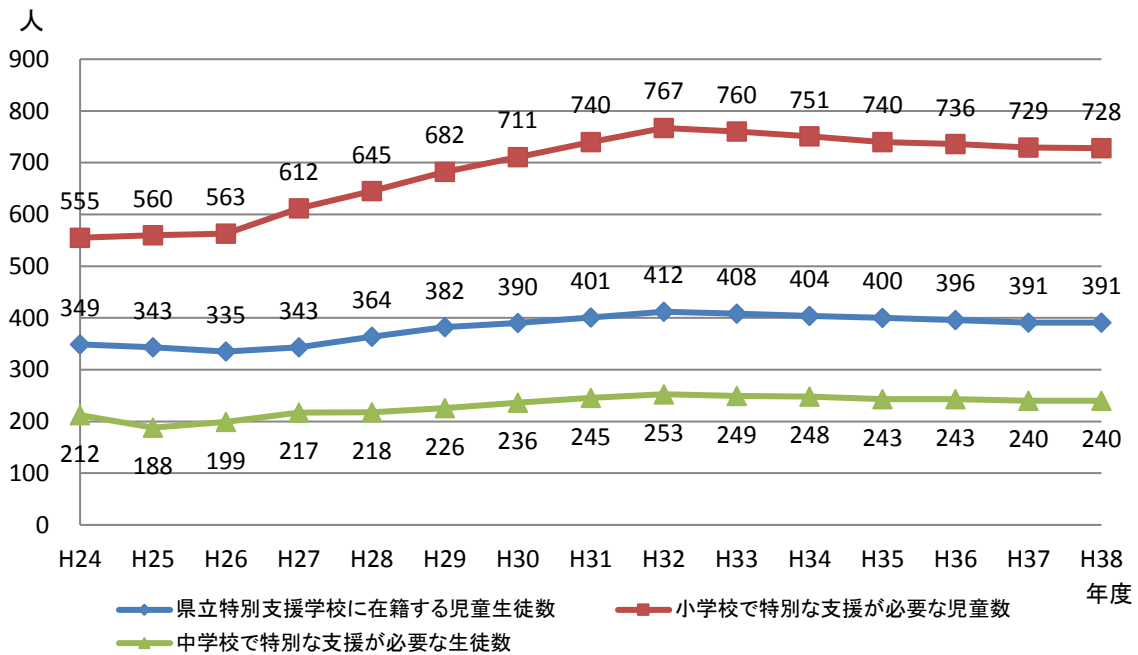


図 1 4 いわき地区

## (2) 県北地区

### ① 県立特別支援学校に在籍する児童生徒数の推計

平成 2 9 年度の市町村別在籍児童生徒数は、福島市が 2 2 9 人、伊達市 6 4 人、二本松市 4 6 人、本宮市 3 4 人の順となっている。

平成 3 2 年度のピーク時以降は若干減少するが、平成 2 9 年度の児童生徒数を上回り、平成 3 8 年度には 4 8 0 人程度で推移するものと見られる (表 4)。

伊達市や二本松市において学校教育法施行令第 2 2 条の 3 に該当 (※) する特別支援教育のニーズがある児童生徒 (以下、視覚障がい者等) でありながら、通学の負担等から居住地の小学校や中学校の特別支援学級等で学んでいる児童生徒がそれぞれ 1 0 数名ほどいる。

※学校教育法施行令第 2 2 条の 3 に規定されている視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者、病弱者に該当する者をさし、特別支援学校へ就学するための必要条件である。このうち、市町村教育委員会が総合的な観点から判断し、特別支援学校に就学させることが適当であると認める者を認定特別支援学校就学者という (平成 2 5 年 教育支援資料から)。

表4 県北地区各市町村における特別支援学校在籍児童生徒数推計

県北	H25	H29	H32	H35	H38
福島市	196	229	271	263	257
二本松市	54	46	61	59	58
伊達市	50	64	83	81	79
本宮市	27	34	44	43	42
桑折町	8	10	13	13	12
国見町	10	4	10	10	10
川俣町	13	10	14	14	13
大玉村	11	11	11	11	10
計	369	408	507	494	481

② 通学状況

県北地区の分校を除く県立特別支援学校は、視覚支援学校と大笹生支援学校の2校である。視覚支援学校は、全県を通学対象としており寄宿舎が整備されている。知的障がいのある児童生徒を対象とする学校は大笹生支援学校1校のみであり、安達地区では県中地区の特別支援学校に通学の方が利便性が高いため、児童生徒の多くは県中地区の特別支援学校に通学している（表5）。

表5 主な地域から各特別支援学校へ通学する場合の所要時間等

地域	学校名	公共交通機関と時間	車利用の距離と時間
国見	大笹生支援	J R 16分 福島交通バス 22分	17km 33分
保原	大笹生支援	阿武隈急行 25分 福島交通バス 22分	16km 35分
川俣	大笹生支援	J Rバス 40分 福島交通バス 22分	30km 50分
二本松	大笹生支援	J R 23分 福島交通バス 22分	35km 50分
二本松	あぶくま支援	J R 24分 福島交通バス 11分	29km 45分
二本松	たむら支援	J R 51分 福島交通バス 3分	25km 37分
本宮	あぶくま支援	J R 15分 福島交通バス 11分	20km 40分
本宮	たむら支援	J R 42分 福島交通バス 3分	20km 32分

※ 地域は市役所、支所等を想定。乗り換え、徒歩時間は除く。

### (3) 県中地区

#### ① 県立特別支援学校に在籍する児童生徒数の推計

平成29年度の市町村別在籍児童生徒数は、郡山市430人、須賀川市115人、田村市、鏡石町26人となっている。平成32年度以降減少傾向となるが、ほとんどの市町村で平成38年度には平成29年度の児童生徒数を上回る見込みである（表6）。

平成29年4月に田村市に「たむら支援学校」、玉川村に「石川支援学校たまかわ校」が開校した。県中地区は最も対象児童生徒数が多い地区であるが、両校の開校により県立知的障がい特別支援学校は分校を含めて4校となったため、より居住地に近い学校への通学が可能となり、郡山市以外の学校への分散化が図られた。

#### ② 通学状況

県中地区の県立特別支援学校は、聴覚障がい特別支援学校1校、肢体不自由特別支援学校1校、病弱特別支援学校が本校1校、分校1校、そして知的障がい特別支援学校が本校3校、分校1校の4校となっている。

郡山市を中心として通学エリアも広いが、郡山市に集中している児童生徒の分散化を図るよう周辺地域への学校を整備してきた経緯があり、通学時間も以前より短縮されている（表7）。

表6 県中地区各市町村における特別支援学校在籍児童生徒数推計

県中	H25	H29	H32	H35	H38
郡山市	398	430	483	469	459
須賀川市	103	115	132	128	125
田村市	28	26	33	32	31
鏡石町	28	26	26	25	25
天栄村	2	5	7	7	7
石川町	16	15	20	19	19
玉川村	7	4	4	4	4
平田村	8	15	15	15	14
浅川町	13	8	8	8	8
古殿町	3	4	9	9	9
三春町	17	12	20	19	19
小野町	10	8	7	7	7
計	633	668	764	742	727

表7 主な地域から各特別支援学校へ通学する場合の所要時間等

地域	学校名	公共交通機関と時間	車利用の距離と時間
郡山 (熱海)	あぶくま支援	J R 16分 福島交通バス 11分	22km 44分
須賀川	あぶくま支援	J R 12分 福島交通バス 11分	14km 26分
須賀川	石川支援	福島交通バス 60分	21km 30分
三春	あぶくま支援	J R 13分 福島交通バス 11分	13km 24分
三春	たむら支援	J R 13分 福島交通バス 3分	10km 20分
鏡石	あぶくま支援	J R 16分 福島交通バス 11分	18km 31分

※ 地域は市役所、支所等を想定。乗り換え、徒歩時間は除く。

#### (4) 県南地区

##### ① 県立特別支援学校に在籍する児童生徒数の推計

平成29年度の市町村別在籍児童生徒数は、白河市76人、西郷村34人、棚倉町22人、矢吹町21人の順となっており、白河市と西郷村で全体の6割を占めている。平成32年度以降若干減少傾向ではあるが、平成38年度には平成29年度の児童生徒数を上回るか横ばいで推移する見込みである(表8)。

表8 県南地区各市町村における特別支援学校在籍児童生徒数推計

県南	H25	H29	H32	H35	H38
白河市	95	76	84	81	80
西郷村	23	34	44	43	42
泉崎村	7	7	7	7	7
中島村	6	1	1	1	1
矢吹町	29	21	15	15	14
棚倉町	19	22	25	24	24
矢祭町	5	6	9	9	9
塙町	9	8	8	8	8
鮫川村	1	3	3	3	3
計	194	178	196	191	188



## ② 通学状況

県南地区の県立特別支援学校は、知的障がい特別支援学校の西郷支援学校1校のみである。東白川郡の児童生徒は、西郷支援学校に通学するよりも水郡線等を利用して県中地区の石川支援学校に通学する傾向が見られる（表9）。

表9 主な地域から各特別支援学校へ通学する場合の所要時間等

地域	学校名	公共交通機関と時間	車利用の距離と時間
矢 吹	西郷支援	J R 17分	27km 36分
		福島交通バス 17分	
白 河 (東)	西郷支援	福島交通バス 28分	23km 40分
		福島交通バス 17分	
塙	石川支援	J R 30分	25km 35分

※ 地域は市役所、支所等を想定。乗り換え、徒歩時間は除く。

## (5) 会津地区

### ① 県立特別支援学校に在籍する児童生徒数の推計

平成29年度の市町村別在籍児童生徒数は、会津若松市141人、喜多方市44人、猪苗代町31人、会津美里町27人、会津坂下町23人となっている。それ以外の市町村の在籍児童数は少ない。公共交通機関の整備状況や冬期間の交通の便などが学びの場の選択に影響していると見られる。平成32年度以降減少傾向ではあるが、平成38年度は、平成29年度の児童生徒数をやや上回るか横ばいで推移する見込みである（表10）。

表10 会津地区各市町村における特別支援学校在籍児童生徒数推計

会津	H25	H29	H32	H35	H38
会津若松市	127	141	156	151	148
喜多方市	40	44	47	46	45
北塩原村	3	1	1	1	1
西会津町	5	3	3	3	3
磐梯町	6	4	4	4	4
猪苗代町	23	31	43	42	41
会津坂下町	19	23	29	28	28
湯川村	6	6	6	6	6
柳津町	2	1	2	2	2
三島町	1	1	1	1	1
金山町	0	0	0	0	0
昭和村	1	1	1	1	1
会津美里町	21	27	36	35	34
計	254	283	329	320	314

## ② 通学状況

会津地区の分校を除く県立特別支援学校は、知的障がい特別支援学校の会津支援学校と猪苗代支援学校の2校となっている。会津地区は広域であり、学校から離れた地域に居住する児童生徒は、通学に時間がかかるため併設する施設に入所するなどして学校に通学している（表11）。

表11 主な地域から各特別支援学校へ通学する場合の所要時間等

地域	学校名	公共交通機関と時間	車利用の距離と時間
西会津	会津支援	J R 49分	33km 50分
柳津	会津支援	J R 63分	26km 45分
南会津	会津支援	会津鉄道 70分	50km 70分
磐梯	会津支援	J R 14分	9km 14分
磐梯	猪苗代支援	J R 10分	9km 14分

※ 地域は市役所、支所等を想定。乗り換え、徒歩時間は除く。

## (6) 南会津地区

### ① 県立特別支援学校に在籍する児童生徒数の推計

平成29年度の町村別在籍児童生徒数は、南会津町12人、下郷町10人、只見町1人となっている。平成32年度以降平成38年度まで、南会津地区では30人ほどで推移する見込みである（表12）。

南会津地区では、小・中学校の特別支援学級が増加している。既存の特別支援学級には、医療的ケアを必要とする重度・重複障がいのある児童生徒などに対応できる教育環境は整備されていない。地域内の高等学校でも特別な支援を必要とする生徒が増加していることから、3校中2校に学習支援員を配置している。

### ② 通学状況

この地域には県立特別支援学校の設置はなく、地域外の県立特別支援学校へ遠距離通学をするか、通学できない場合は他地域の施設へ入所し、その施設に併設された県立特別支援学校へ転入学している。

表12 南会津地区各町村における特別支援学校在籍児童生徒数推計

南会津	H25	H29	H32	H35	H38
下郷町	6	10	17	16	16
檜枝岐村	1	0	0	0	0
只見町	1	1	1	1	1
南会津町	10	12	15	15	14
計	18	23	33	32	31

## (7) 相双地区

### ① 県立特別支援学校に在籍する児童生徒数の推計

平成29年度の市町村別在籍児童生徒数は、南相馬市が62人、相馬市36人、広野町、檜葉町10人となっている。相馬郡と比べて双葉郡には東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故の影響が残り、人数は少なくなっている。

児童生徒数は、平成32年度以降減少傾向となるが、南相馬市は、相馬支援学校の移転新築もあり減少率は小さく、平成38年度は平成29年度より上回ると見られる(表13)。

### ② 通学状況

相双地区の県立特別支援学校は、知的障がい特別支援学校の相馬支援学校と富岡支援学校の2校である。富岡支援学校は、現在東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故による避難のためいわき地区に応急的に移設していることから、実質は1校のみである。

JR浪江駅以北の常磐線は復旧したが、富岡と浪江の区間はバスの代行運行が行われており、相馬郡と双葉郡の移動にはなお不便な面が残っている(表14)。

表13 相双地区各町村における特別支援学校在籍児童生徒数推計

相双	H25	H29	H32	H35	H38
南相馬市	58	62	71	69	67
相馬市	38	36	36	35	34
広野町	7	10	15	15	14
檜葉町	12	10	10	10	10
富岡町	4	5	8	8	8
川内村	3	3	3	3	3
大熊町	5	9	11	11	10
双葉町	0	2	2	2	2
浪江町	2	1	1	1	1
葛尾村	2	1	1	1	1
新地町	4	5	9	9	9
飯舘村	1	1	1	1	1
計	136	145	168	165	160

表 1 4 主な地域から各特別支援学校へ通学する場合の所要時間等

地域	学校名	公共交通機関と時間	車利用の距離と時間
南相馬	相馬支援	J R 17 分	20km 30 分
飯 舘	相馬支援	—	40km 50 分
檜 葉	富岡支援	J R 27 分	27km 31 分

※ 地域は市役所、支所等を想定。乗り換え、徒歩時間は除く。

## (8) いわき地区

### ① 県立特別支援学校に在籍する児童生徒数の推計

平成 2 9 年度の在籍児童生徒数は、3 7 9 人となっている。平成 3 2 年度には 4 0 0 人を超え、その後緩やかに減少し、平成 3 8 年度には 3 9 0 人ほどで推移するものと見られる (表 1 5)。

表 1 5 いわき市における特別支援学校在籍児童生徒数推計

いわき	H25	H29	H32	H35	H38
いわき市	340	379	412	400	391

### ② 通学状況

いわき地区の分校を除く県立特別支援学校は、肢体不自由特別支援学校の平支援学校と、知的障がい特別支援学校のいわき支援学校の 2 校であるが、富岡支援学校を震災によりいわき地区に避難させている。

公共交通機関は、常磐線とバスによる移動が主となる。居住地は平、常磐湯本、小名浜など市内に広く分散しており、広範囲から通学している (表 1 6)。

表 1 6 主な地域から各特別支援学校へ通学する場合の所要時間等

地域	学校名	公共交通機関と時間	車利用の距離と時間
いわき (湯本)	いわき支援	J R 10 分 新常磐交通バス 10 分	11km 25 分
いわき (小名浜)	いわき支援	新常磐交通バス 40 分	15km 30 分
いわき (勿来)	いわき支援	J R 25 分 新常磐交通バス 10 分	31km 35 分
いわき (小川)	いわき支援	J R 12 分 新常磐交通バス 10 分	12km 21 分
いわき (小名浜)	いわき支援 くぼた校	新常磐交通バス 17 分 J R 10 分	17km 24 分
いわき (平)	富岡支援	J R 5 分 新常磐交通バス 10 分	8km 16 分
いわき (勿来)	富岡支援	J R 19 分 新常磐交通バス 10 分	30km 34 分

※ 地域は市役所、支所等を想定。乗り換え、徒歩時間は除く。

## 6 県立特別支援学校の運営状況

### (1) 大笹生支援学校（知的障がい）

福島市北西部の郊外に位置し、障がい児入所施設である大笹生学園に併設されている。平成12年度に高等部が新設された。それ以降、児童生徒数の増加に伴い、平成22年度に校舎増築を行うなど教育環境整備を進めてきた。

平成32年度の児童生徒数をピークにその後、10年程度は280人程度で推移する見込みである。平成29年度の児童生徒数は想定定員数の119%となっており、教室不足を間仕切り等で対応している。

福島市から通学する児童生徒が最も多く、次いで伊達市、伊達郡の順となっている。伊達地区から76人通学しており、伊達市の中でも梁川、霊山や伊達郡の川俣町の児童生徒はさらに通学距離が延び、通学時間が長くなっている状況である。JR福島駅から大笹生支援学校までの主な公共交通機関はバスのみで、所要時間は20分程度である。1日に運行するバスの便数は往復で10便のみであり利便性はよくない。伊達、安達地区から通学する場合は、JR福島駅で乗り換えが必要となっている。

センター的機能のエリアとしては、二本松市の中心部までは30kmあることから学校の位置及び福島市の特別支援学級等に在籍する児童生徒数から見て、福島市内の他の特別支援学校と役割分担をしながら対応している。

#### 【大笹生支援学校データ】

##### ○在籍児童生徒数の推計

年 度	H25	H29	H32	H35	H38
人 数	210	257	297	288	282

##### ○在籍児童生徒の市町村別人数（平成29年度）

市町村名	福島市	伊達市	桑折町	川俣町	国見町	その他	計
人 数	171	56	8	8	4	10	257

##### ○教室数から算出した想定定員数

	教 室 数		想定定員数
	小・中学部	高等部	
教室数	30	16	46
人 数	120	96	216

※特別教室等の転用分や間仕切り対応した分を除いた教室数から想定定員数を推計。1教室当たり小・中学部は4人、高等部は6人として積算。

○通学バスの運行状況

運行方面	学部別利用児童生徒数		
	小	中	計
桑折、伊達方面（約 12km）	11	3	14
保原、梁川方面（約 25km）	9	10	19

※梁川は朝のみ運行。自治体（伊達市）の送迎あり。

○センター的機能対象エリア

対象市町村（地区）	特別支援学級在籍児童生徒数		
	小	中	計
福島市	313	141	454
伊達地区(伊達、桑折、国見、川俣)	156	50	206

○併設施設の状況

施設名称等	定員	学部別入所人数			
		小	中	高	計
大笹生学園	45	9	7	15	31

（２）あぶくま支援学校（知的障がい）

通学制の知的障がい特別支援学校として設置された。郡山市や二本松市、本宮市等の地区から通学する児童生徒数の増加により、教育環境の改善が求められている。あぶくま養護学校安積分校が平成28年度末で閉校となったが、たむら支援学校や石川支援学校たまかわ校の開校により児童生徒数が増加している県中地区の特別支援学校の教室不足等が一部解消されている。

しかし、平成29年度の児童生徒数は想定定員数の116%となっており、教室数の不足を間仕切り等で対応している。児童生徒数は、たむら支援学校や石川支援学校たまかわ校の開校により、平成32年度の372人のピーク以降は緩やかな減少傾向にあり、増加率は低めであると見られる。

郡山市から通学する児童生徒数は257人と最も多く、次いで須賀川市、本宮市、二本松市の順となっている。その他に大玉村から通学している5人を含めると、安達地区からは40人程度が通学している。児童生徒の約7割が郡山市内からの通学であるが、市内の交通状況の影響もあり、通学に時間がかかっている。

センター的機能のエリアとしては、郡山市の特別支援学級等の児童生徒数から見て、郡山市を中心に対応していくのが適当であるが、郡山市の人数が多いため、周辺の市町村については他の県立特別支援学校がカバーする体制が望ましい。

## 【あぶくま支援学校データ】

### ○在籍児童生徒数推計

年 度	H25	H29	H32	H35	H38
人 数	333	348	372	361	353

### ○在籍児童生徒の市町村別人数（平成29年度）

市町村名	郡山市	須賀川市	本宮市	二本松市	その他	計
人 数	257	28	20	12	31	348

### ○教室数から算出した想定定員数

	教 室 数		想定定員数
	小・中学部	高等部	
教室数	33	28	46
人 数	132	168	300

※特別教室等の転用分や間仕切り対応した分を除いた教室数から想定定員数を推計。1教室当たり小・中学部は4人、高等部は6人として積算。

### ○通学バスの運行状況

運行方面	学部別利用児童生徒数		
	小	中	計
北ルート（市内北部約16km）	12	14	26
南ルート（市内南部約15km）	15	19	34
安積ルート（市内 約10km）	10	7	17

※自治体（本宮市）の送迎あり。

### ○センター的機能対象エリア

対象市町村（地区）	特別支援学級在籍児童生徒数		
	小	中	計
郡山市	459	160	619
安達地区（二本松、本宮、大玉）	154	68	222
岩瀬地区（須賀川一部、岩瀬）	53	18	71

## （3）石川支援学校（知的障がい）

障がい児入所施設の桜が丘学園が併設されている。平成29年度に玉川村の川辺地区に分校のたまかわ校が開校した。あぶくま養護学校安積分校や石川支援学校本校に在籍していた児童生徒がたまかわ校に通学するなど、岩瀬地区、矢吹地区を中心に県中県南地区の児童生徒が居住している地域に近い学校で学ぶことができ、また対象児童生徒の分散化につながっている。

しかし、平成29年度の児童生徒数は想定定員数の108%となっており、たまかわ校では今後認知度が上がることなどから、児童生徒数のピークが平成34年度になることが想定される。

本校には入所施設が併設されているが、東白川郡や石川郡からJR水郡線を利用して通学するなど、広範囲にわたる地区から通学している。

センター的機能のエリアとしては、東白川郡の埜町まで約25km、須賀川市中心部まで20kmあり、距離や人数規模からみて須賀川市の一部から石川郡や東白川郡を中心に対応している。

### 【石川支援学校データ】

#### ○在籍児童生徒数推計

	H25	H29	H32	H35	H38
本 校	129	121	135	125	105
たまかわ校	-	37	55	55	50

#### ○在籍児童生徒の市町村別人数（平成29年度）

	須賀川市	棚倉町	石川町	平田村	その他	計
本 校	21	21	12	10	57	121
	須賀川市	矢吹町	鏡石町	天栄村	その他	計
たまかわ校	18	8	6	2	3	37

#### ○教室数から算出した想定定員数

	教 室 数		想定定員数
	小・中学部	高等部	
教室数	16	8	24
人 数	64	48	112

※特別教室等の転用分や間仕切り対応した分を除いた教室数から想定定員数を推計。1教室当たり小・中学部は4人、高等部は6人として積算。

#### ○通学バスの運行状況

運行方面	学部別利用児童生徒数		
	小	中	計
埜方面（約25km）	15	5	20
矢吹、岩瀬、須賀川方面（約28km）	28	7	35

※矢吹、岩瀬、須賀川方面の運行はたまかわ校の状況

#### ○センター的機能対象エリア

対象市町村（地区）	特別支援学級児童生徒数		
	小	中	計
石川郡（石川、浅川、古殿）	38	22	60
東白川郡（棚倉、埜）	52	14	66



○併設施設の状況

施設名称等	定員	学部別入所人数			
		小	中	高	計
桜が丘学園	30	7	7	8	22

(4) たむら支援学校（知的障がい）

平成29年度に開校した通学制の知的障がい特別支援学校であり、田村市、田村郡、二本松市等を中心としてあぶくま支援学校に通学していた児童生徒が転学して通学している。田村市や三春町には中学校特別支援学級に在籍する児童生徒が比較的多いことや、高等部の教育内容が広く地域に認知されることにより、高等部の入学希望者が増えることが想定される。平成29年度の児童生徒数は想定定員数の50%という状況である。

二本松市の中心部からは約25km、本宮市からは約20kmの距離にあり、40分から60分程度の通学時間がかかっている。

センター的機能のエリアとしては、田村市や田村郡、安達地区の一部に対応している。

【たむら支援学校データ】

○在籍児童生徒数推計

年 度	H25	H29	H32	H35	H38
人 数	-	38	70	90	90

○在籍児童生徒の市町村別人数（平成29年度）

市町村名	二本松市	田村市	本宮市	小野町	その他	計
人 数	14	11	3	3	7	38

○教室数から算出した想定定員数

	教 室 数		想定定員数
	小・中学部	高等部	
教室数	7	8	15
人 数	28	48	76

※特別教室等の転用分や間仕切り対応した分を除いた教室数から想定定員数を推計。1教室当たり小・中学部は4人、高等部は6人として積算。

○通学バスの運行状況

運行方面	学部別利用児童生徒数		
	小	中	計
二本松、三春方面（約35km）	13	4	17
小野、船引方面（約20km）	6	2	8

○センター的機能対象エリア

対象市町村（地区）	特別支援学級児童生徒数		
	小	中	計
田村市	40	21	61
田村郡（三春、小野）	67	22	89
安達地区（二本松、本宮）	136	66	202

（５）西郷支援学校（知的障がい）

障がい児入所施設の白河こひつじ学園、白河めぐみ学園が併設されている。

施設に入所し登校する児童生徒数の割合は、全校生の約30%と高く、通学や送迎にかかる時間はほとんどが1時間以内である。入所者の中には南会津地区のように居住地に特別支援学校がなく通学できないため、施設に入所して通学する方法を取らざるを得ないケースもある。

西郷支援学校の児童生徒数は、平成32年度のピーク以降、なだらかな減少傾向をたどると見られ、平成29年度の児童生徒数は想定定員数の104%となっている。

白河市の中心部からは10kmほど、比較的遠い矢吹町まで約25kmである。一番多く通学している白河市からは距離的に近いこともあり、長時間通学に関する問題は特に生じていない。

センター的機能のエリアとしては、白河市、西白河郡に対応している。

【西郷支援学校データ】

○在籍児童生徒数推計

市町村名	H25	H29	H32	H35	H38
人 数	146	129	140	130	107

○在籍児童生徒の市町村別人数（平成29年度）

市町村名	白河市	西郷村	郡山市	南会津町	その他	計
人 数	60	30	7	5	27	129

○教室数から算出した想定定員数

	教 室 数		想定定員数
	小・中学部	高等部	
教室数	16	10	26
人 数	64	60	124

※特別教室等の転用分や間仕切り対応した分を除いた教室数から想定定員数を推計。1教室当たり小・中学部は4人、高等部は6人として積算。

○通学バスの運行状況

運行方面	学部別利用児童生徒数		
	小	中	計
白河、新白河方面（約 15km）	15	11	26

○センター的機能対象エリア

対象市町村（地区）	特別支援学級児童生徒数		
	小	中	計
白河市	76	27	103
西白河郡（西郷、矢吹他）	49	20	69

○併設施設の状況

施設名称等	定員	学部別入所人数			
		小	中	高	計
白河こひつじ学園	30	5	4	6	15
白河めぐみ学園	30	2	9	11	22

（6）会津支援学校（知的障がい）

通学制の知的障がい特別支援学校として設置された。平成32年度の児童生徒数のピーク以降、会津地区の特別な支援を必要とする児童生徒数は緩やかに減少していくと見られる。会津若松市以外の市町村を見ると、喜多方市の児童生徒数が多いが、今後の推移では現在の人数から大きく動くことはないと思われる。一方、人数は少ないものの一定の割合で南会津地区から通学している実態がある。

平成29年度の児童生徒数は想定定員数の115%となっている。

会津支援学校は、通学制の特別支援学校として会津地区全域が通学対象であり、JR会津若松駅や国道から比較的近く、通学の便がよい場所に設置されている。喜多方市までは約20km、会津美里町や会津坂下町は15km以内の位置にある。

センター的機能のエリアとしては、会津若松市、喜多方市を中心に周辺地域に対応している。

【会津支援学校データ】

○在籍児童生徒数推計

年 度	H25	H29	H32	H35	H38
人 数	192	218	225	210	180

○在籍児童生徒の市町村別人数（平成29年度）

市町村名	会津若松市	喜多方市	会津美里町	会津坂下町	その他	計
人 数	116	32	25	18	27	218

○教室数から算出した想定定員数

	教 室 数		想定定員数
	小・中学部	高等部	
教室数	25	15	40
人 数	100	90	190

※特別教室等の転用分や間仕切り対応した分を除いた教室数から想定定員数を推計。1教室当たり小・中学部は4人、高等部は6人として積算。

○通学バスの運行状況

運行方面	学部別利用児童生徒数		
	小	中	計
北会津、新鶴方面（約 20km）	4	6	10
本郷、高田方面（約 20km）	6	7	13
坂下、野沢方面（約 35km）	3	1	4
河東、喜多方方面（約 25km）	2	7	9

○センター的機能対象エリア

対象市町村（地区）	特別支援学級児童生徒数		
	小	中	計
会津若松市	88	46	134
喜多方市	65	19	84
会津坂下町、会津美里町	41	14	55

(7) 猪苗代支援学校（知的障がい）

障がい児入所施設のばんだい荘わかばが併設されている。通学が困難な地域からの入所者を受け入れている実態がある。学校の規模は40人から50人ほどであり、今後の推移も大きな動きはないと見られる。

平成29年度の児童生徒数は想定定員数の63%となっている。

通学範囲は、猪苗代町とその周辺地域であり、その他は施設入所者となっている。通学バスは運行していない。

センター的機能のエリアとしては、猪苗代町を中心とした地域に対応している。

【猪苗代支援学校データ】

○在籍児童生徒数推計

年 度	H25	H29	H32	H35	H38
人 数	45	43	55	53	45

○在籍児童生徒の市町村別人数（平成29年度）

市町村名	猪苗代町	会津若松市	喜多方市	その他	計
人 数	23	4	3	13	43

○教室数から算出した想定定員数

	教室数		想定定員数
	小・中学部	高等部	
教室数	8	6	14
人数	32	36	68

※特別教室等の転用分や間仕切り対応した分を除いた教室数から想定定員数を推計。1教室当たり小・中学部は4人、高等部は6人として積算。

○センター的機能対象エリア

対象市町村（地区）	特別支援学級児童生徒数		
	小	中	計
耶麻郡（西会津町除く）	18	6	24

○併設施設の状況

施設名称等	定員	学部別入所人数			
		小	中	高	計
ばんだい荘わかば	40	2	3	16	21

（8）相馬支援学校（知的障がい）

昭和46年に相馬市立の養護学校として設立された。その後新地町や南相馬市などからの児童生徒の受け入れが進み、平成22年に福島県に移管した。現校舎の老朽化と児童生徒数の増加により、平成32年4月の開設を目指し、南相馬市に移転新築する計画である。

平成29年度の児童生徒数は想定定員数の124%となっている。

移転新築に伴い、駅から比較的近いという通学の利便性から130人程度で推移すると見られる。

センター的機能のエリアとしては、南相馬市、相馬市、相馬郡を中心に対応している。

【相馬支援学校データ】

○在籍児童生徒数推計

年度	H25	H29	H32	H35	H38
人数	85	94	120	135	135

○在籍児童生徒の市町村別人数（平成29年度）

市町村名	南相馬市	相馬市	新地町	その他	計
人数	52	34	5	3	94

○教室数から算出した想定定員数（現校舎）

	教 室 数		想定定員数
	小・中学部	高等部	
教室数	10	6	16
人 数	40	36	76

※特別教室等の転用分や間仕切り対応した分を除いた教室数から想定定員数を推計。1教室当たり小・中学部は4人、高等部は6人として積算。

○通学バスの運行状況

運行方面	学部別利用児童生徒数		
	小	中	計
南相馬、鹿島方面（約20km）	8	7	15
相馬駅（約3km）	2	10	12

○センター的機能対象エリア

対象市町村（地区）	特別支援学級児童生徒数		
	小	中	計
南相馬市	79	31	110
相馬市	58	13	71
相馬郡（新地、飯舘）	10	13	23

（9）富岡支援学校（知的障がい）

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故の避難として、いわき市北部に応急的な対応として校舎を移転しており、多くの児童生徒は、いわき市内から通学している。震災以前からの障がい児入所施設である東洋学園がいわき市北部に仮設ではあるが新たな施設を開設することや、双葉郡の避難解除が進み小・中学校が再開されていることに伴い、富岡支援学校で学ぶ児童生徒数が増加することが想定されたことから、平成29年4月に県立四倉高等学校内に中・高等部を応急的に移設した。

児童生徒数については、平成32年度以降も現状より若干多めに推移していくことが予想される。

平成29年度の児童生徒数は想定定員数の62%となっている。

現在の通学エリアについては、双葉郡南部からいわき市南部までの広いエリアであり、通学時間が長くなっている。センター的機能のエリアとしては、双葉郡を中心に対応している。

なお、現在は応急的な対応であり、富岡町を始めとする双葉郡の自治体の帰還状況等を踏まえながら、最終的な在り方を検討する必要がある。

## 【富岡支援学校データ】

### ○在籍児童生徒数推計

年 度	H25	H29	H32	H35	H38
人 数	30	52	80	85	85

### ○在籍児童生徒の市町村別人数（平成29年度）

市町村名	いわき市	広野町	檜葉町	南相馬市	その他	計
人 数	30	7	5	3	7	52

### ○教室数から算出した想定定員数

	教 室 数		想定定員数
	小・中学部	高等部	
教室数	12	6	18
人 数	48	36	84

※特別教室等の転用分や間仕切り対応した分を除いた教室数から想定定員数を推計。1教室当たり小・中学部は4人、高等部は6人として積算。

### ○通学バスの運行状況

運行方面	学部別利用児童生徒数		
	小	中	計
広野、檜葉方面（本校）（約25km）	5		5
広野方面（四倉校舎）（約28km）		1	1
植田方面（本校）（約35km）	12		12
泉方面（四倉校舎）（約30km）		5	5

### ○センター的機能対象エリア

対象市町村（地区）	特別支援学級児童生徒数		
	小	中	計
双葉郡	9	5	14
いわき市北部	11	6	17

### ○併設施設の状況

施設名称等	定員	学部別入所人数			
		小	中	高	計
東洋学園	80	2	4	9	15

※震災以前は併設であったが、現在は学校とは別な場所にある。

## (10) いわき支援学校（知的障がい）

通学制の知的障がい特別支援学校として設置され、いわき市全域から通学している。県立勿来高等学校内に分校であるくぼた校（高等部）を平成27年度に設置したことで、本校では一時230人程度あった児童生徒数が210人程度となっている。平成29年度の児童生徒数は想定定員数に対し、本校98%、分校67%である。

児童生徒数は平成32年度をピークに若干減少して推移していくと想定している。くぼた校は、認知度が上がってきたこともあり、いわき市南部中心に生徒数が増加する傾向にある。

センター的機能のエリアとしては、いわき市全域に対応している。

### 【いわき支援学校データ】

#### ○在籍児童生徒数推計

年 度	H25	H29	H32	H35	H38
本校	233	211	210	200	180
くぼた校	-	28	55	50	45

#### ○在籍児童生徒の地区別人数（平成29年度）

地区名	平	小名浜	常磐	泉	その他	計
本校	41	30	23	20	97	211
地区名	勿来	植田	小名浜・泉	その他		計
分校（くぼた）	13	7	6	2		28

#### ○教室数から算出した想定定員数

		教 室 数		想定定員数
		小・中学部	高等部	
本 校	教室数	30	16	46
	人 数	120	96	216
分 校	教室数	-	7	7
	人 数	-	42	42

※特別教室等の転用分や間仕切り対応した分を除いた教室数から想定定員数を推計。1教室当たり小・中学部は4人、高等部は6人として積算。

#### ○通学バスの運行状況

運行方面	学部別利用児童生徒数		
	小	中	計
小名浜、勿来方面（約35km）	18	12	30
鹿島、植田方面（約28km）	15	14	29
内郷、湯本方面（約15km）	16	11	27



○センター的機能対象エリア

対象市町村（地区）	特別支援学級児童生徒数		
	小	中	計
いわき市（北部除く）	320	135	455

（１１）視覚支援学校（視覚障がい）

明治31年に私立福島訓盲学校として福島市に設立され、その後昭和19年に県立に移管された。昭和23年盲聾学校義務制により、郡山、会津、平の市立校が県立に移管され、それぞれ分校となった。昭和28年には各分校は独立校となった後、昭和35年、学則改正により盲学校と改称した。同年、寄宿舎が整備されている。平成29年に視覚支援学校として名称が改正され、現在に至っている。

児童生徒数は今後35人程度で推移していくと想定している。

【視覚支援学校データ】

○在籍児童生徒数推計

年度	H25	H29	H32	H35	H38
人数	44	28	37	34	32

○在籍児童生徒の市町村別人数（平成29年度）

市町村名	福島市	郡山市	白河市	会津坂下町	その他	計
人数	9	6	2	2	9	28

○寄宿舎の状況

学部別入舎人数				主な入舎者の地区別内訳
小	中	高	計	
3	2	9	14	県北4、県中4、県南4、その他2

（１２）聴覚支援学校（聴覚障がい）

明治41年に私立郡山訓盲学校が開校した。昭和23年の盲聾学校義務制により県立福島盲聾学校の郡山分校となった。昭和35年に寄宿舎が完成した。その後、学則改正による校名変更を経て、昭和50年県立聾学校と改称された。

聴覚障がい特別支援学校として郡山市に本校が、福島市、いわき市、会津若松市に分校が設置されている。本校に併設されている郡山光風学園に入所して通学している児童生徒が数名いる。児童生徒数は本校、分校ともに、平成32年度をピークに横ばいで推移していくと見られる。

## 【聴覚支援学校データ】

### ○在籍児童生徒数推計

年 度	H25	H29	H32	H35	H38
本校	69	79	81	68	67
福島校	21	13	20	19	19
会津校	4	4	4	4	4
平校	13	12	16	14	13

### ○在籍児童生徒の市町村別人数（平成29年度）

市町村名	郡山市	福島市	伊達市	須賀川市	その他	計
本校	31	14	4	4	26	79
市町村名	福島市	相馬市	飯舘村	—	—	計
分校（福島校）	11	1	1	—	—	13
市町村名	喜多方市	会津若松市	会津坂下町	—	—	計
分校（会津校）	2	1	1	—	—	4
市町村名	平	常 磐	小名浜	その他	—	計
分校（平校）	4	3	2	3	—	12

### ○寄宿舎の状況

学部別入舎人数				主な入舎者の地区別内訳
小	中	高	計	
0	14	15	29	県北 17、会津 5、県南 4、その他 3

### ○併設施設の状況

施設名称等	定員	学部別入所人数			
		小	中	高	計
郡山光風学園	20	1	1	1	3

## （13）郡山支援学校（肢体不自由）

昭和28年に福島整肢療護園内に設置された肢体不自由の特殊学級が、昭和35年に福島県に移管され、県立養護学校（肢体不自由）が開校した。昭和37年に郡山市に本校、平に分校を設置した。その後昭和45年に平分校が県立平養護学校として独立した。

郡山市に位置する本校は、主に中通り、会津地方の児童生徒が学んでいる。肢体不自由特別支援学校は、郡山支援学校の他に、いわき市の平支援学校の2校のみであるため、通学範囲も広く、寄宿舎を設置している。

郡山市内を中心に通学バスを運行している。

児童生徒数は平成32年度以降若干減少していくと見られる。

## 【郡山支援学校データ】

### ○在籍児童生徒数推計

年 度	H25	H29	H32	H35	H38
人 数	177	180	195	190	177

### ○在籍児童生徒の市町村別人数（平成29年度）

市町村名	郡山市	須賀川市	福島市	二本松市	その他	計
人 数	89	12	11	9	59	180

### ○通学バスの運行状況

運行方面	学部別利用児童生徒数			
	小	中	高	計
郡山南部方面（約10km）	5	3	1	9

### ○寄宿舎の状況

学部別入所人数				主な入所者の地区別内訳
小	中	高	計	
0	3	19	22	県北10、県中7、会津5

## （14）平支援学校（肢体不自由）

昭和28年に福島整肢療護園内に設置された肢体不自由の特殊学級が、昭和35年に福島県に移管され県立養護学校（肢体不自由）が開校した。昭和37年に分校となり、昭和45年に県立平養護学校として独立した。主にいわき市及び双葉地域の児童生徒が学んでいる。

児童生徒数は平成32年度をピークに若干減少して推移していくと見られる。

## 【平支援学校データ】

### ○在籍児童生徒数推計

年 度	H25	H29	H32	H35	H38
人 数	95	103	115	110	110

### ○在籍児童生徒の市町村別人数（平成29年度）

市町村名	いわき市	檜葉町	広野町	富岡町	その他	計
人 数	86	4	2	2	9	103

### ○通学バスの運行状況

運行方面	学部別利用児童生徒数			
	小	中	高	計
いわき駅、合庁（約8km）	16	3	9	28

○寄宿舎の状況

学部別入舎人数				主な入舎者の地区別内訳
小	中	高	計	
4	2	4	10	いわき 9、相双 1

(15) 須賀川支援学校（病弱）

病弱特別支援学校であり、昭和48年に開校した。

須賀川市に本校、福島市と郡山市に分校が設置されている。

児童生徒数は平成32年度以降若干減少していくとみられる。

【須賀川支援学校データ】

○在籍児童生徒数推計

年 度	H25	H29	H32	H35	H38
本校	65	64	79	68	62
医大	15	17	17	16	16
郡山	13	17	15	18	19

○在籍児童生徒の市町村別人数（平成29年度）

市町村名	須賀川	郡山	白河	鏡石	その他	計
本校	27	15	3	3	16	64
市町村名	福島	郡山	その他	—	—	計
分校（医大）	8	2	7	—	—	17
市町村名	郡山	—	—	—	—	計
分校（郡山）	17	—	—	—	—	17

○通学バスの運行状況

運行方面	学部別利用児童生徒数			
	小	中	高	計
須賀川市内、鏡石駅（約12km）	0	3	0	3

※本校のみ

(16) 会津支援学校竹田校（病弱）

病弱特別支援学校として、竹田総合病院（会津若松市）内に設置されている。

児童生徒数は今後横ばいで推移していくと見られる。

【会津支援学校竹田校データ】

○在籍児童生徒数推計

年 度	H25	H29	H32	H35	H38
人 数	12	8	16	10	13

○在籍児童生徒の市町村別人数（平成29年度）

市町村名	会津若松	喜多方	—	—	—	計
人数	7	1	—	—	—	8

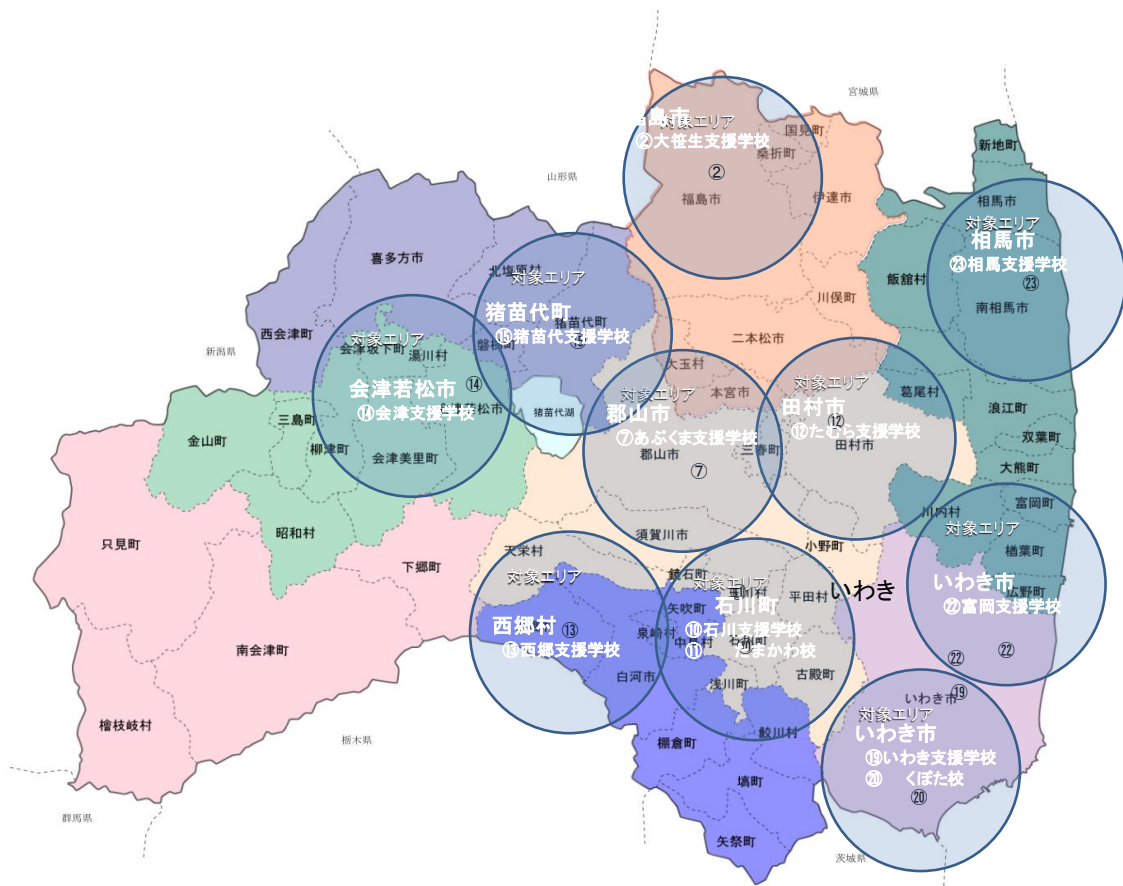


図15 知的障がい特別支援学校のセンター的機能（※）対象エリア

※学校教育法第74条に特別支援学校が地域の特別支援教育のセンター的機能を果たすことが位置づけられている。センター的機能の主な内容として①小・中学校等の教員への支援機能、②特別支援教育等に関する相談・情報提供機能、③障がいのある幼児児童生徒への指導・支援機能、④福祉、医療、労働などの関係機関等との連絡・調整機能、⑤小・中学校等の教員に対する研修協力機能、⑥障がいのある幼児児童生徒への施設設備等の提供機能がある。

## 7 県立特別支援学校の整備の方向性

### (1) 知的障がい以外の特別支援学校の動向

視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由、病弱の特別支援学校の児童生徒数の推計は下記のとおりである。

#### ア 本校のみ (再掲)

学校名	H29	H38	差引	増加率	備考
視覚	28	32	4	114.3	
聴覚	79	67	△8	84.8	
郡山	180	177	△3	98.3	
須賀川	64	62	△2	96.9	
平	103	110	7	106.8	

各学校とも1けた以内の増減となっており、現状とほぼ同じ水準で推移していくものとみられる。そのため、新たな特別支援学校整備の必要性は低いと考えられる。

### (2) 知的障がい特別支援学校の動向

#### ① 在籍児童生徒数の推計からの検討

特別支援学校在籍児童生徒数の平成38年度の地区別内訳は下記のとおりである。このうち、50人以上の増加が見込まれるのは、県北地区と県中地区となっている。会津地区も県北、県中地区までではないものの増加する見込みである。南会津地区では増加率が高くなっている。

#### ア 各地区の在籍児童生徒数の推計 (再掲)

地区名	H29	H38	差引	増加率	備考
県北	408	481	73	117.9	
県中	668	727	59	108.8	
県南	178	188	10	105.6	
会津	283	314	31	111.0	
南会津	23	31	8	134.8	
相双	145	160	15	110.3	
いわき	379	391	12	103.2	
計	2,084	2,292	208	110.0	

イ うち県北地区の状況 (再掲)

地区名	H29	H38	差引	増加率	備考
福島市	229	257	28	112.2	
伊達市・伊達郡	88	114	26	129.5	
二本松市・本宮市・安達郡	91	110	19	120.9	
計	408	481	73	117.9	

県北地区をみると、福島市だけではなく、伊達市を含む伊達地区、二本松市、本宮市を含む安達地区も増加率が高くなっている。

ウ うち県中地区の状況 (再掲)

地区名	H29	H38	差引	増加率	備考
郡山市	430	459	29	106.7	
須賀川市・岩瀬郡	146	157	11	107.5	
田村市・田村郡	46	57	11	123.9	
石川郡	46	54	8	117.4	
計	668	727	59	108.8	

たむら支援学校、石川支援学校たまかわ校の開校により田村市・田村郡、石川郡の増加率は高くなる。増加人数は郡山市が最も多く、郡山市以外の増加人数は10人程度である。

エ うち会津・南会津地区の状況 (再掲)

地区名	H29	H38	差引	増加率	備考
会津若松市	141	148	7	105.0	
喜多方市・耶麻郡	83	94	11	113.3	
両沼郡	59	72	13	122.0	
計	283	314	31	111.0	

地区名	H29	H38	差引	増加率	備考
下郷町	10	16	6	160.0	
南会津町	12	14	2	116.7	
只見町	1	1	0	100.0	
計	23	31	8	134.8	

一部増加率が高い地区があるが、増加人数はいずれの地区も10人程度である。

② 特別支援学校在籍児童生徒数と想定定員数からの検討

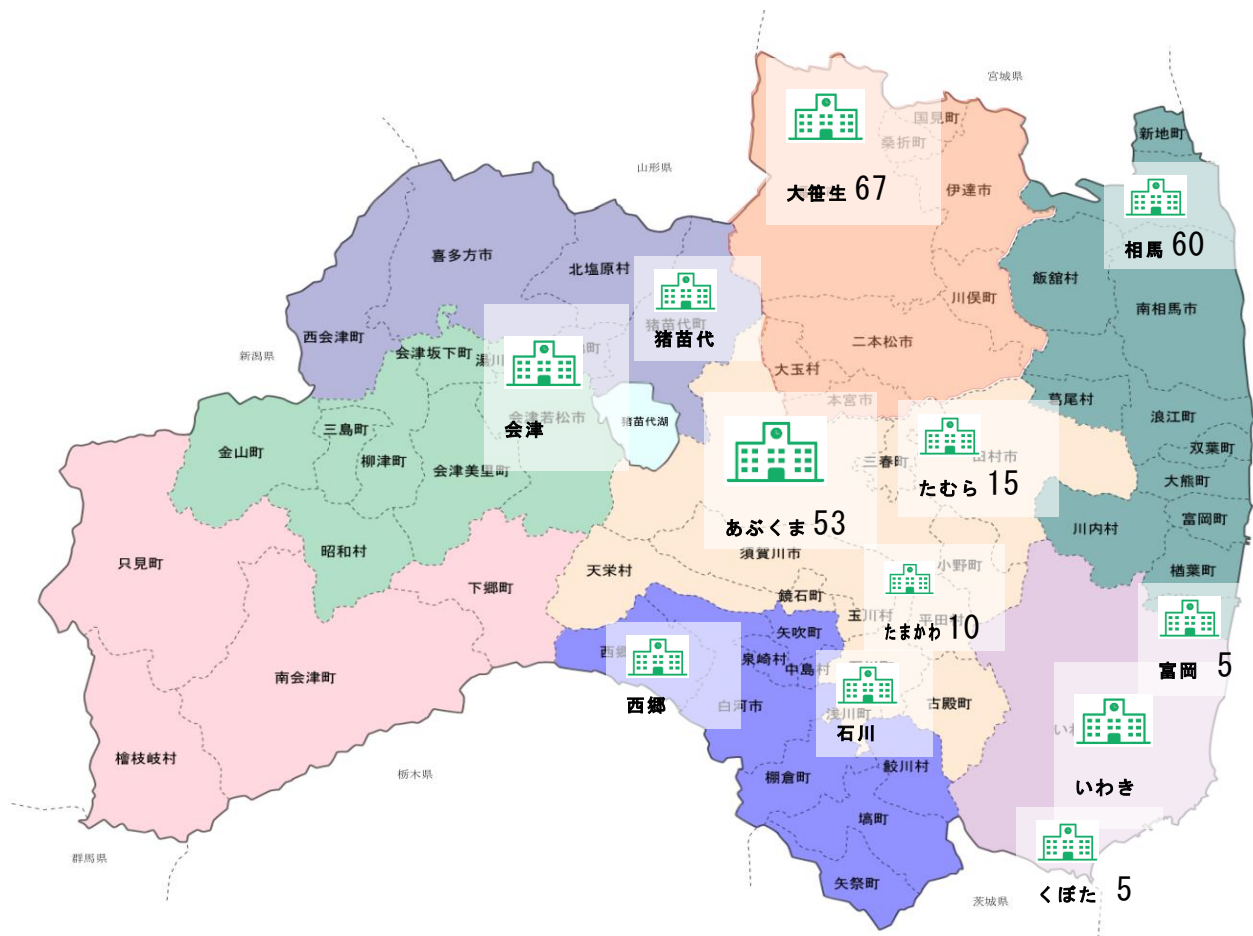
平成38年度の各学校の推計人数と想定定員数を比較すると、大幅に上回っているのは、大笹生支援学校、あぶくま支援学校、相馬支援学校となっている。相馬支援学校は130人規模の学校を想定した南相馬市への移転計画が進められている。それ以外の学校は概ね想定定員数の範囲になる見込みである。

ア 各特別支援学校の児童生徒数の推計 (再掲)

学校名	想定定員数 A	H29 人数 B	H38 人数 C	過不足数 A-C
大笹生	215	257	282	△67
あぶくま	300	348	353	△53
石川	110	121	105	5
たまかわ校	40	37	50	△10
たむら	75	38	90	△15
西郷	120	129	107	13
会津	190	218	180	10
猪苗代	65	43	45	20
相馬	75	94	135	△60
富岡	80	52	85	△5
いわき	215	211	180	35
くぼた校	40	28	45	△5



○知的障がい特別支援学校の想定定員数を超える人数予測（平成38年度）



※ 学校名横の数字は、想定定員を超えた人数を表示

① の特別支援学校在籍児童生徒数の地区別推計で一定の人数が見られた会津・南会津地区については、②の特別支援学校別児童生徒数の推計で分析した結果、必ずしも高い数値とはなっていない。

南会津地区の児童生徒については、地区内に特別支援学校の設置がないため、入所施設等を利用して併設された特別支援学校に通学するなど、他地区で学ぶ選択をしていると見られる。会津地区については、平成38年度の人数見込みで会津支援学校は平成29年度よりやや下回り、猪苗代支援学校は横ばいで推移すると見られる。これらを考慮すると、会津地区での学校整備の必要性は、県北地区や県中地区、南会津地区よりも低いと想定される。

③ 県北・県中地区の状況

県北、県中地区のうち、平成38年度も現在より人数が大幅に増加することが予測されるのは、大笹生支援学校とあぶくま支援学校である。

【大笹生支援学校の状況】

○在籍児童生徒の市町村別人数（推計）

市町村名	福島市	伊達市	桑折町	川俣町	国見町	その他	計
平成29年度	171	56	8	8	4	10	257
平成38年度	182	69	10	10	5	6	282

【あぶくま支援学校の状況】

○在籍児童生徒の市町村別人数（推計）

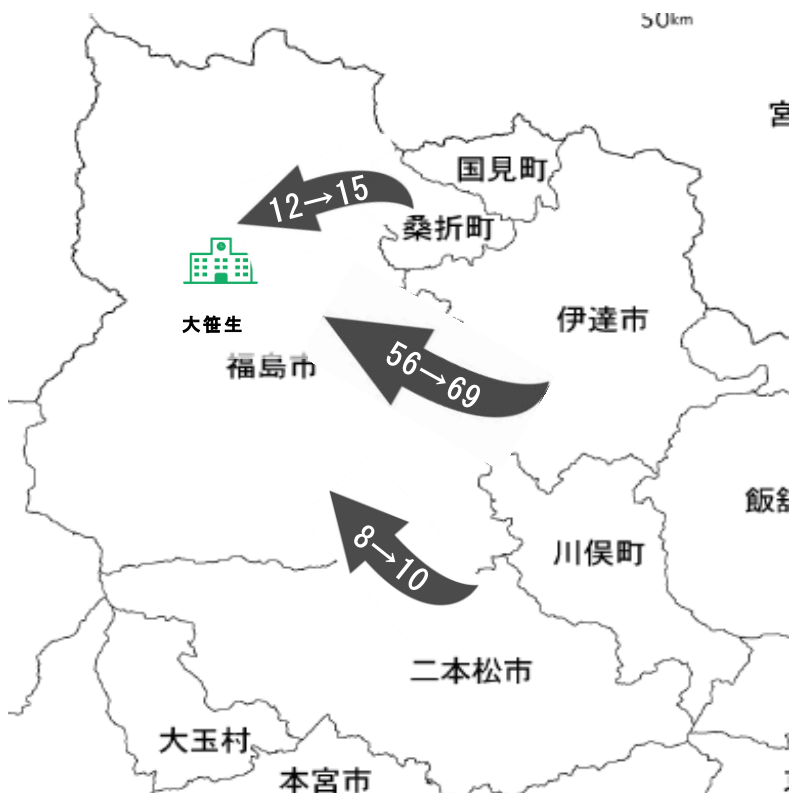
市町村名	郡山市	須賀川市	本宮市	二本松市	その他	計
平成29年度	257	28	20	12	31	348
平成38年度	274	30	22	15	12	353

ア 伊達地区の状況

伊達市、伊達郡から大笹生支援学校へ通学する児童生徒数は、平成29年度の76人から平成38年度には94人に増加する見込みである。

また、伊達市には、学校教育法施行令第22条の3に該当する特別支援教育のニーズがあるものの、通学の負担等から居住地の小学校や中学校の特別支援学級等で学んでいる児童生徒数が10数人ほどいる。これらの人数を考慮すると100人を超えることが想定される。

- 伊達地区から大笹生支援学校へ通学する人数の推移  
（平成29年度から平成38年度の推移）



イ 安達地区の状況

安達地区には特別支援学校がなく、大笹生支援学校、あぶくま支援学校、たむら支援学校の3校に分かれて通学しており、安達地区からの児童生徒数は平成29年度で59人となっている。平成38年には、65人程度になる見込みである。

○ 安達地区から特別支援学校への通学人数（平成29年度）

市町村名	大笹生	あぶくま	たむら	計
二本松市	4	12	14	30
本宮市	0	20	3	23
大玉村	0	5	1	6
計	4	37	18	59

○ 二本松市から近隣の特別支援学校までの通学時間と距離（再掲）

地域	学校名	公共交通機関と時間	車利用の距離と時間
二本松	大笹生支援	J R 23分 福島交通バス 22分	35km 50分
二本松	あぶくま支援	J R 24分 福島交通バス 11分	29km 45分
二本松	たむら支援	J R 51分 福島交通バス 3分	25km 37分

○ 二本松市中心部からの近隣の特別支援学校までの距離と所要時間



郡山市北西部（日和田、磐梯熱海等）に居住し、特別支援学校に在籍する児童生徒数は、平成29年度では27人となっており、郡山市内の交通事情等から通学時間が長くなっている。通学時間と距離を比較すると、安達地区に学校が整備されることで通学時間、距離ともに短縮が図られることから、安達地区の特別支援学校に通学する場合がある。

○ 郡山北西部地区からあぶくま支援学校への通学人数（平成29年度）

日和田地区	磐梯熱海地区	西田地区	喜久田地区	計
14	6	4	3	27

○ 郡山市北西部から本宮市中心部までとあぶくま支援学校までの通学時間と距離

地域	車利用の場合の距離と時間	
	あぶくま支援学校	本宮市中心部
日和田	11.0km 23分	8.8km 17分
磐梯熱海	22.0km 40分	13.8km 22分
西田	13.4km 20分	11.2km 18分
喜久田	14.0km 27分	9.6km 16分

平成29年度の安達地区に居住する児童生徒数と郡山北西部に居住する児童生徒数を加えると、86人程度となる。

#### ④ 南会津地区の状況

南会津地区の特別支援学校在籍児童生徒は、主に会津支援学校、猪苗代支援学校への通学や他地区の寄宿舎・施設を利用して通学している。

○ 南会津地区から会津支援学校まで通学した場合の距離等と時間

地域	公共交通機関と時間	車利用の距離と時間
下郷町	会津鉄道 60分	35km 50分
南会津町	会津鉄道 70分	50km 70分

※ 会津若松駅までの所要時間 徒歩時間は除く

南会津地区は面積が広大で、冬期間は積雪が多いという地理的環境となっている。この地区で特別支援学校での学びが必要な児童生徒は20人ほどいるものの、地区内に特別支援学校がないため、他地区の施設や寄宿舎の利用か、遠距離通学を余儀なくされ、児童生徒や保護者の負担が大きくなっている。このほか、同地区の小・中学校では特別支援学級在籍児童生徒数が増加していることや、学校教育法施行令第22条の3に該当する児童生徒数が10人ほどいること、さらには特別支援学校高等部への進学を希望する生徒数等を加えると、特別支援学校への潜在的人数は

10年後においても30人程度見込まれる。この地区に特別支援学校を設置することで「地域で共に学び、共に生きる教育」という理念の実現につながるほか、センター的機能の発揮により、地域の特別支援教育の充実が図られる。さらに会津支援学校を始めとする通学先の特別支援学校の児童生徒数が減少することにより、他地区の教育環境も改善される。

⑤ 特別支援学級の在籍児童生徒数の状況を踏まえた検討

近年、特別支援学級の児童生徒数が増加してきている。特別支援学級で学ぶ児童生徒は、特別支援学校での専門的な指導と支援を求め、特別支援学校に進学するケースが増加している。そのため、特別支援学級で学ぶ児童生徒数の増加は、特別支援学校に在籍する児童生徒数の増加につながっている。特に中学校卒業後の進路を選択する上で顕著であり、特別支援学校高等部の生徒数の増加につながっている。

ア 各生活圏域における特別支援学級在籍状況

地区名	H29	H38	差引
県北	882	1,009	127
県中	1,018	1,235	217
県南	238	286	48
会津	314	356	42
南会津	41	46	5
相双	218	241	23
いわき	480	535	55
計	3,191	3,708	517

特別支援学級在籍児童生徒数は年々増加しており、こうした傾向は今後も続く想定されている。特に児童生徒数が多い地区は、県北、県中地区となっており、多くの児童生徒が特別支援学校に転進学すると見られる。

イ うち県北地区の状況

地区名	H29	H38	差引
福島市	454	519	65
伊達市・伊達郡	206	236	30
二本松市・本宮市・安達郡	222	254	32
計	882	1,009	127

伊達地区、安達地区とも特別支援学級の増加傾向にあり、特別支援学校で学ぶ児童生徒数が増加する可能性が高く、前述した特別支援学校児童生徒数の推移と合わせると伊達、安達両地区は、特別支援学校児童生徒の一定の人数が見込まれる。

ウ うち県中地区の状況

地区名	H29	H38	差引
郡山市	619	751	132
須賀川市・岩瀬郡	136	165	29
石川郡	85	103	18
田村市・田村郡	178	216	38
計	1,018	1,235	217

郡山市以外は田村市・田村郡で増加している。郡山市の特別支援学級在籍児童生徒数の増加により、特別支援学校への児童生徒数の増加が見込まれるが、市内北西部を中心とする地区においては、安達地区の設置場所を検討することで対応が可能である。

エ うち南会津地区の状況

地区名	H29	H38	差引
下郷町	10	11	1
只見町	7	8	1
南会津町	24	27	3
計	41	46	5

南会津地区の特別支援学級在籍児童生徒数は増加しており、40人を超える状況で推移することが見込まれる。

前述したように特別支援学校がないため、特別支援学校整備の必要性は高いと考えられる。

## 8 第二次全体整備計画の基本方針

### (1) 前計画及び指針における整備の課題

#### ① 「障がいのある児童生徒等の学習活動が適切に行える教育環境作り」について

いわき支援学校くぼた校、たむら支援学校、石川支援学校たまかわ校の整備により、増加している知的障がいのある児童生徒が居住地に近い学校で、障がいの状態に応じた教育を受けることができる環境になるとともに、長時間通学の負担軽減に結びついた。さらに、3校では地域のニーズに応じた教育相談や研修支援など、センター的機能を発揮し地域の特別支援教育の充実に努め、好評を得ている。

県内では、年々特別支援学級等が増設され、指導・支援の充実と連続性のある多様な学びの場の提供等が課題となっていることから、特別支援学校がない地域では、引き続き「地域で共に学び、共に生きる教育」の実現に向けて、それぞれの現状を踏まえ、中核となる特別支援学校の設置について検討を進める必要がある。

#### ② 「複数の障がい種に対応した専門的な教育が行われる学校作り」について

本県の県立特別支援学校は、障がい種別ごとに設置されているため、複数の障がい種に対応した学校作りについて、各学校の在籍児童生徒等の障がいの状態や地域の現状を考慮して検討を進めてきた。

各県立特別支援学校を対象に実施したアンケート調査（平成27年11月実施）では、複数障がいへの対応よりもむしろ、重複障がいへの対応が優先される結果となった。この結果を参考に本県の現状について検討したところ、

ア 施設の整備を進めるにあたっては、特別教室等の整備等更なる敷地面積が必要となるが、現在の校舎の利活用を前提とした場合、その余裕がない。

イ 現状ではさらなる人的配置に対応できない。

ウ 複数障がい種に対応するより先に、重複障がいに対応する環境整備を優先させる必要がある。

の問題が残っていることが明らかとなった。

上記を踏まえると、新たな整備計画では、複数障がい種に対応した学校作りを検討する以上に、重複障がいのある児童生徒の教育環境整備について優先的に検討する必要がある。

## (2) 今後の整備の方向性

本県の特別支援教育は、障がいのある児童生徒等が「地域で共に学び、共に生きる教育」の推進を基本理念に掲げており、この推進に向けて連続性のある多様な学びの場の提供と教育的ニーズに応じた指導・支援の充実に取り組むこととしている。

施設整備を含めた特別支援教育の推進にあたっては、これらの観点に加え、これまで進めてきた整備の方針及び県立高等学校改革の状況等を踏まえて進めていくこととする。

### ① 児童生徒等の学習活動が適切に行える教育環境の整備

知的障がいがあり特別な支援を必要とする児童生徒数は、平成32年度をピークとして、今後10年程度は児童生徒数が一定の水準で推移することが見込まれることから、知的障がい特別支援学校の整備は不可欠である。児童生徒一人一人の生きる力を育み、自立や社会参加をさらに促すため、児童生徒の障がいに応じた教科等の学習を十分展開できるようにするとともに、重複障がいのある児童生徒へのきめ細やかな対応、さらには高等部を中心とした進路実現・就労に向けて充実した学習ができる環境整備を進める。

### ② 地域の特別支援教育の拠点としての整備

地域における連続性のある多様な学びの場の提供は、まさに本県の基本理念に直結するものである。特別支援学校を地域の連続性のある多様な学びの場の核として位置づけ、在籍する児童生徒はもとより、特別な支援を必要とするすべての児童生徒やその保護者に対して、教育をはじめ進路や就労等の情報提供や相談窓口となり、子育て支援機能を発揮すると共に、小・中学校等の教員等の専門性の向上に向け研修支援を行うなど、センター的機能を果たす特別支援学校の整備を進める。

## (3) 基本方針

### ① 障がいのある児童生徒等の学習活動が適切に行える教育環境作り

- (ア) 教育的ニーズに対応した施設設備の整備
- (イ) 児童生徒等の多様な学習内容・形態による主体的な学習を支える施設設備の整備
- (ウ) 安全・健康等に配慮した施設設備の整備

### ② 地域の特別支援教育の拠点としてセンター的機能を担う学校作り

- (ア) 地域の特別支援教育を担う中核的な施設環境の整備
- (イ) 学校や地域の実状及びニーズ等に対応した施設環境の整備
- (ウ) 学校開放、緊急時等における地域住民との共同利用・活用できる施設環境の整備



### ③ 特別支援教育の相談窓口として子育て支援を担う学校作り

- (ア) 教育や医療、福祉、労働などの関係機関と連携した支援体制の構築
- (イ) 特別な支援を必要とする子どもに関する相談窓口の整備

#### (4) 教育環境を実現するために必要な指針

##### ① 学級編制の考え方

特別支援教育における学級編制の基準は、特別支援学校の小・中学部では「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」により、高等部では「公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」に学級編制の標準人数が定められており、本県においてもこれに準じて学級編制を行っている。

##### 【学級編制の標準人数】

	通常の学級	重複障がい学級
小・中学部	6人	3人
高等部	8人	3人

##### ② 教育環境の改善の考え方

###### ア 教育的ニーズへの対応

児童生徒の障がいの重度・重複化等に対応し、小学部から高等部の児童生徒の一人一人の教育的ニーズに応じた指導と支援を行い、生きる力を育み、自立や社会参加を促進するための教育環境の整備が必要である。

さらに、重複障がいのある児童生徒の指導内容や方法について、他の障がい種の特別支援学校と連携強化できる仕組みをつくっていく必要がある。

###### イ 教室数の確保

知的障がい特別支援学校においては、児童生徒数の増加に伴い、これまで特別教室を普通教室に転用したり、普通教室を間仕切りしたりするなどの対応をせざるを得ない状況が続いている。したがって、教室不足・狭隘化等を解消させることが喫緊の課題である。

###### ウ キャリア教育・職業教育の充実

特別支援学校では、企業や関係機関、地域との連携の下、これまでの実践を深化させ、生徒一人一人のキャリア教育・職業教育のさらなる充実に図り、震災後の復興を担う人材の育成が求められている。

特に知的障がい特別支援学校高等部生徒の増加が見込まれるため、就労し自立した生活に向けて实际的・経験的な学習を適切に行う諸室や設備等の整備が必要である。

## エ 児童生徒の健康増進を図り、安全・安心な施設整備

障がいのある児童生徒が、安全な環境の下で安心して学習でき、かつ、障がいのあるなしに関わらず、誰もが活動しやすい施設整備が求められる。さらに、災害等における対応が可能な施設が必要である。

特別支援学校の目的の一つである、「障がいによる学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能」を身につけるための施設整備が必要である。

## ③ 通学時間と通学方法

### ア 通学を前提とした立地場所

これまでの県立特別支援学校は、入所施設に併設する形で設置されたため、市町村の中心部からはずれた郊外等に位置することが多く、電車やバスが運行されていないなど通学には不便であった。そのため現在では、通学のしやすさを前提として、立地場所を検討することが必要である。

### イ 送迎における保護者の負担

県立特別支援学校への通学方法は、保護者による送迎、通学バス利用による通学、公共交通機関等を利用した自力通学の3つに大別される。このうち高等部生は自立や社会参加に向け自力で通学することが基本となっている。小・中学部生は、登下校時における安全確保の面から、保護者による送迎が一般に行われている。

登下校の保護者による送迎は、仕事を抱える保護者も多く、大きな負担となっている。さらに遠距離通学になるほど保護者の負担感は大きいことから、登校時のみ送り、下校時の迎えは送迎サービスを利用する例も増してきている。こうした送迎の負担軽減を目指す必要がある。

### ウ 通学バスの運行

県立特別支援学校においては、居住地から通学する児童生徒の増加等を背景に、通学バスを運行して通学の利便性を高めている。

通学バスは、児童生徒の通学状況等を考慮しながら運行地区や運行本数など児童生徒本人と保護者の負担軽減につながるよう各学校の実状に合わせて計画的に運行している。通学バスに乗車させる場合には、障がいの状況や安全に乗車できるかどうかなどを校内の検討委員会等で審議して、その上で決定している。乗車にあたっては、介助員を添乗させるなど運行中の安全を確保している。

### エ 公共交通機関の利用

高等部になると、生徒は卒業後の進路や自立や社会参加を見据えて基本的に自力で通学するのが一般的である。そのため、公共交通機関の利用は生徒の大きな学びの場でもある。公共交通機関を利用して通学できる場所へ学校を整備することは、社会適応能力を高めるためにも意義があ

る。

#### ④ 特別支援学校の専門性を生かしたセンター的機能の発揮

センター的機能については、学校教育法の第74条に「特別支援学校においては、(略)幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、第81条第1項に規定する児童、生徒又は幼児の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。」として、地域の教育機関等に助言・援助を行う特別支援学校の努力義務が定められている。

特別支援学校は、地域の小・中学校に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒について、その専門性を生かしながら地域の小・中学校等を積極的に支援していくことが求められている。このセンター的機能の具体的な内容は、特別支援教育等に関する相談・情報提供、児童生徒等への指導・支援、小・中学校等の教員等への研修支援、児童生徒等への施設設備等の提供などがあげられる。また、福祉や医療、労働などの関係機関等との連絡調整を行う役割もあることから、各生活圏を対象とするのが望ましいと考えられる。なお、特別な支援が必要な児童生徒等が多い地域などにおいては、1校ではなく複数校で連携を図りながら進めていく必要がある。

#### ⑤ 計画的な老朽化対策

県内には、築50年を経過した施設があるなど、老朽化が著しい施設を計画的に改修していく必要がある。児童生徒の移動や活動がスムーズにできる施設整備が重要である。引き続き、関係部局と連携しながら、施設改修等を計画的に進めることが重要である。

#### ⑥ 地域との交流の促進

共生社会の形成に向けて地域の特別支援教育を充実させていくには、地域住民や地域の小・中学校等との交流及び共同学習を積極的に推進するなど、地域に開かれた施設としての環境整備が重要である。

特別支援学校ではセンター的機能を発揮するため、地域や企業等への情報発信や地域を対象とした研修等の実施、障がい者スポーツを含めた生涯学習等が実施できる施設整備が求められる。

#### ⑦ 子育てしやすい環境の整備

保護者にとって障がいのあるなしに関わらず子育ての悩みはつきない。県立特別支援学校を地域の実状に応じ整備し、こうした不安を少しでも和らげられるよう地域の特別支援教育のセンター的機能を発揮することにより、関係機関の連携による教育相談体制を構築・整備するなど、切れ目のない支援の充実をさせ、安心して子育てができる環境を整えることが必要である。

## 9 第二次全体整備計画における整備対象地区等

本計画における特別支援学校の整備対象地区等は、平成38年度の特別支援学校在籍児童生徒数推計等のデータ等を踏まえて整理した。重点的に整備を進めていく地区やその考え方については下記のとおりである。

### (1) 伊達地区

#### ① 計画

伊達市を中心とする伊達地区等の児童生徒の通学の負担を軽減するとともに、伊達地区の特別支援教育の充実を図る観点から、知的障がい通学制特別支援学校を設置する。

#### ② 伊達地区の整備方針

- ・ 伊達地区等から特別支援学校に通う児童生徒の通学負担を軽減するとともに、小・中学校特別支援学級在籍者や特別支援学校で学ぶニーズがある児童生徒の推移から、伊達地区に県立特別支援学校を設置し、対象児童生徒の学びを充実させると共に、センター的機能を発揮することで同地区の特別支援教育の充実とインクルーシブ教育システム構築を図る。
- ・ 伊達地区から通学している大笹生支援学校の児童生徒は、平成29年5月1日現在76人いるが、地区内の内訳では「伊達市」居住者が56人と最も多い。
- ・ 通学の利便性、高等部生徒の自力通学を考慮すると、阿武隈急行沿線付近など鉄道路線やバス路線を考慮した場所が望ましい。

#### ③ 想定する規模

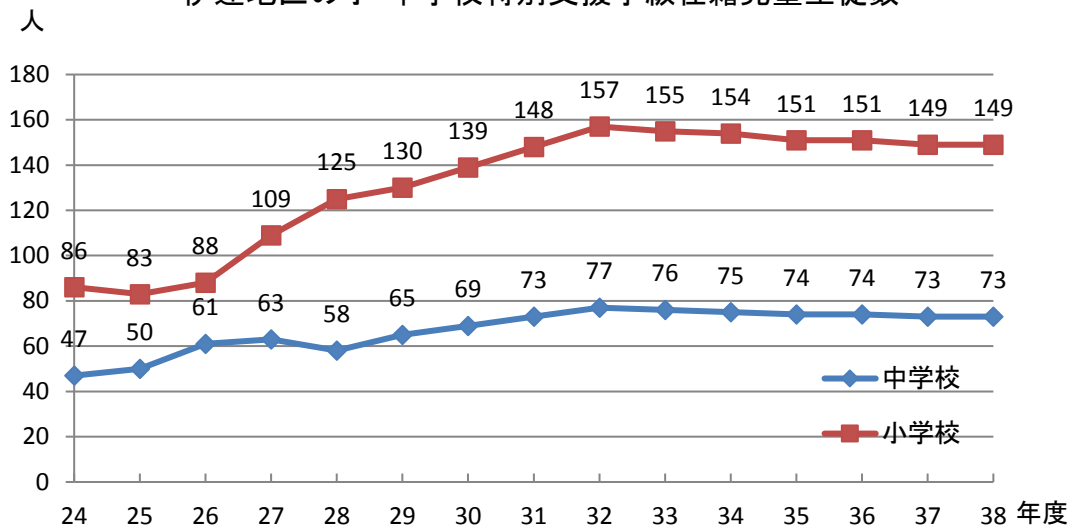
児童生徒数 95名程度

学級数 30学級程度（通常・重複学級併せて）

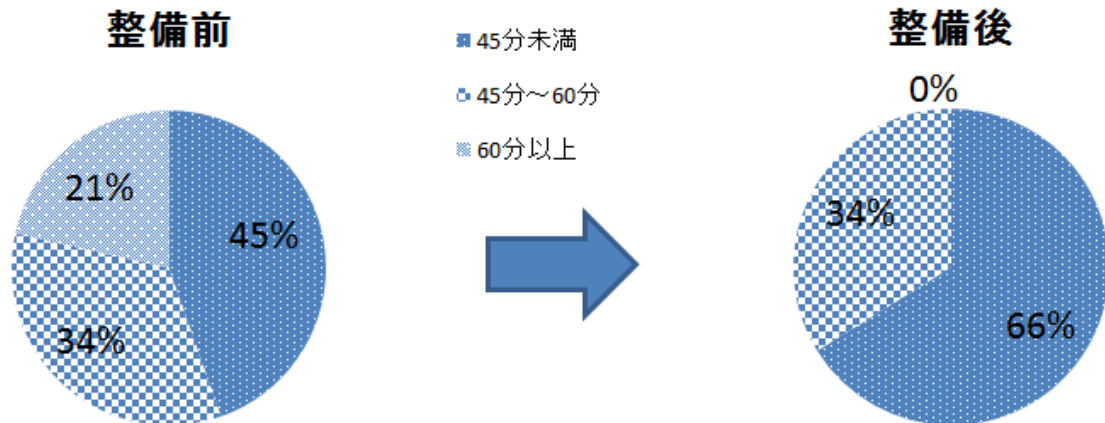
#### ④ 開校目標年度

平成30年代前半を目途とする。

伊達地区の小・中学校特別支援学級在籍児童生徒数



伊達地区特別支援学校整備後の通学時間の変化



## (2) 安達地区

### ① 計画

安達地区等の児童生徒の通学の負担を軽減するとともに、安達地区の特別支援教育の充実を図る観点から、知的障がい通学制特別支援学校を設置する。

### ② 安達地区の整備方針

- ・ 安達地区において、特別支援学校への通学に1時間以上かかる児童生徒数は、平成29年5月1日現在で44人であり、その内訳を見ると二本松市に居住している者が最も多く、次いで本宮市であることから、交通機関の利便性等を考慮する必要がある。
- ・ 郡山市北西部に居住する児童生徒も長時間通学の実態があることから、安達地区に特別支援学校を設置し、通学等の負担の軽減を図る。
- ・ 小・中学校特別支援学級在籍者や特別支援学校で学ぶニーズがある児童生徒の推移から、安達地区に特別支援学校を設置することで同地区の特別支援教育の充実を図る。
- ・ 設置場所については、通学の利便性や高等部生徒の自力通学を考慮し、鉄道路線やバス路線を考慮した場所が望ましい。

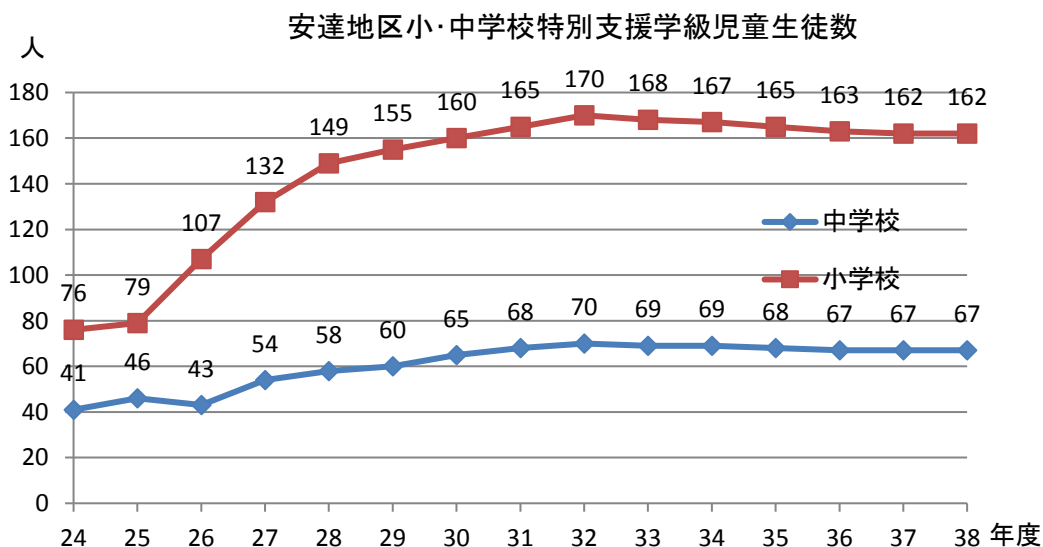
### ③ 想定する規模

児童生徒数 75名程度

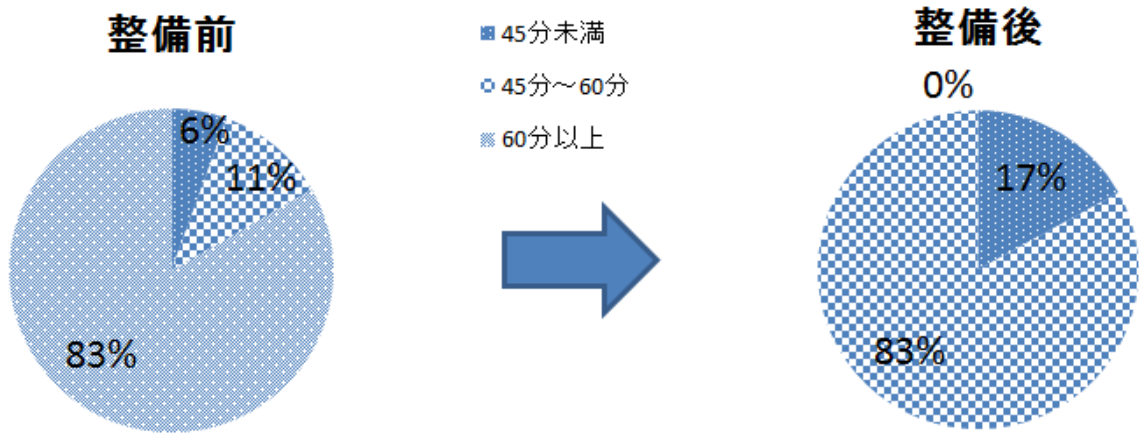
学級数 25学級程度（通常・重複学級併せて）

### ④ 開校目標年度

平成30年代半ばを目途とする。



## 安達地区特別支援学校整備後の通学時間の変化



## 安達地区特別支援学校整備後の対象エリア（想定）



### (3) 南会津地区

#### ① 計画

南会津地区に居住する障がいのある児童生徒が、他地区の児童生徒同様に地域の特別支援学校で学ぶことをはじめ、南会津地区の特別支援教育の充実を図る観点から、通学制特別支援学校を設置する。

#### ② 南会津地区の整備方針

- ・ 南会津地区から他地区の特別支援学校で学ぶ児童生徒や保護者の通学の負担や経済的負担を軽減し、本県の特別支援教育推進の理念である「地域で共に学び、共に生きる教育」の充実に向けた教育環境を整える。
- ・ 地域で一貫した学びが確保されるようにセンター的機能を有する地域の核となる特別支援学校を設置し、南会津地区の小・中・高等学校の特別支援教育の充実と就学前から就労に至る支援体制の整備、障がいのある者が活躍できる地域づくりにつなげる。
- ・ 設置場所については、広域な南会津地区の地理的自然的条件を考慮し、児童生徒の通学と保護者の送迎が比較的容易で、地域の小・中学校や高等学校、行政機関等との連携体制を構築しやすい場所に検討する。

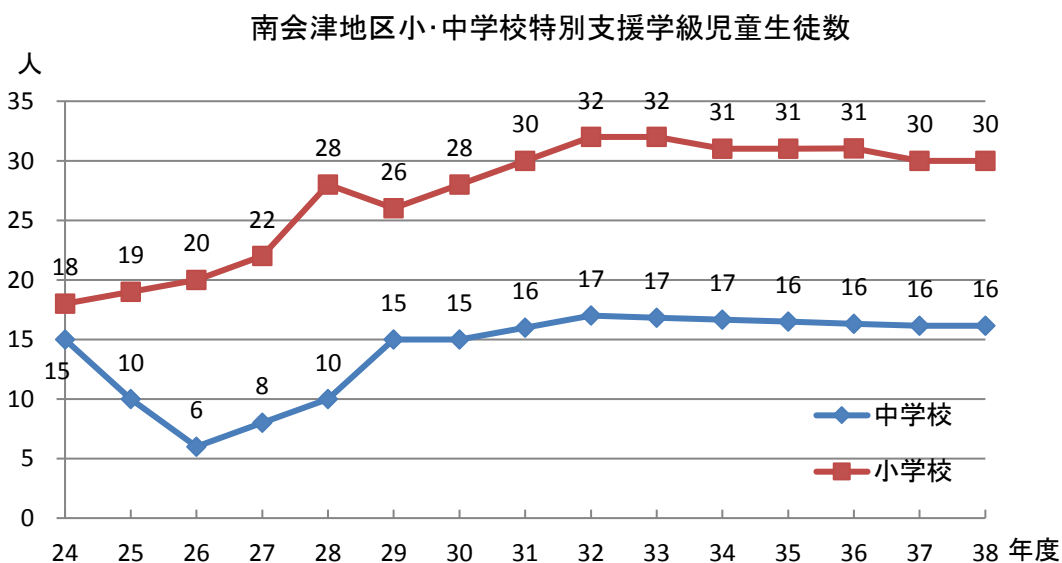
#### ③ 想定する規模

児童生徒数 35名程度

学級数 12学級程度（通常・重複学級併せて）

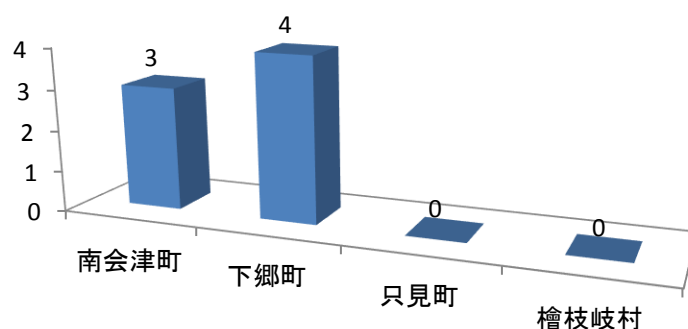
#### ④ 開校目標年度

平成30年代半ばを目途とする。





会津支援学校に在籍する南会津地区居住者



⑤ 南会津地区の寄宿舍設置の可能性

南会津地区等から他地区の県立特別支援学校併設の施設等に入所しながら学んでいる児童生徒の市町村別内訳は、平成29年度において南会津町8人、下郷町5人、只見町1人、昭和村1人となっている。このうち南会津町の内訳は、旧田島町が3人、旧館岩村が2人、旧南郷村が2人、旧伊南村が1人である。

寄宿舍の設置については、利用する可能性が高い児童生徒は、南会津町周辺部の町村や昭和村をはじめ、只見町や旧伊南村に居住している児童生徒であり、その場合でも利用人数は7人と他校の寄宿舍利用者と比べて少なく、設置しても運営面からみて大変厳しい状況が想定されるため、通学バスの運行を優先して検討する。

【南会津地区から他地区の施設に入所している児童生徒数】

出身市町村	人数	地区名内訳	学校別内訳	入所可能数
南会津町	8人	旧田島町 3人 旧館岩村 2人 旧南郷村 2人 旧伊南村 1人	西郷支援 5人 猪苗代支援 1人 郡山支援 2人	5人
下郷町	5人		郡山支援 2人 須賀川支援 2人 須賀川医大校 1人	
昭和村	1人		猪苗代支援 1人	1人
只見町	1人		西郷支援 1人	1人
計	15人			7人

【県内の寄宿舍利用人数等】

	入所人数	寄宿舍指導員数
視覚支援学校	小 3人 中 2人 高 9人 計 14人	13人
聴覚支援学校	小 0人 中 14人 高 15人 計 29人	15人
郡山支援学校	小 0人 中 3人 高 19人 計 22人	19人
平支援学校	小 4人 中 2人 高 4人 計 10人	12人

(4) その他

① 県中地区

「たむら支援学校」と「石川支援学校たまかわ校」の開校により、田村地区や石川地区等に居住する児童生徒の通学負担が軽減され、あぶくま支援学校と石川支援学校の教育環境が改善されるが、今後も郡山市や東白川地区等に居住している児童生徒数の増加や長時間通学の負担軽減に向け、県中地区の知的障がい特別支援学校の在り方について調査を進める。

② 県南地区

西白河郡の児童生徒は、県中地区南部に整備された石川支援学校たまかわ校へ通学することになったため、より居住地に近い学校で学ぶ環境となり、併せて、石川支援学校や西郷支援学校の教育環境が改善される。今後、県南地区の西白河郡と東白川郡における特別支援教育の充実に向けた環境整備について調査を進める。

③ 会津地区

知的障がい特別支援学校の在籍児童生徒数の増加と長時間通学の負担軽減に対応することと併せ、肢体不自由等の特別支援学校の在り方について調査・検討を進める。

④ 相双地区

相馬支援学校では、校舎設備の老朽化と狭隘化や長時間通学負担軽減のため、平成32年4月の開設を目指し、南相馬市鹿島地区に移転新築する。

富岡支援学校は、四倉高等学校の空き教室を活用し中・高等部の生徒が学習する校舎を応急的に整備し、平成29年4月から供用を開始した。今後、富岡町をはじめ双葉地区の帰還の状況等を踏まえ、最終的な在り方について検討を進める。

⑤ いわき地区

いわき支援学校といわき支援学校くぼた校の児童生徒の増加状況や、いわき市南部に居住し特別支援学校に通学する児童生徒の状況等から、いわき地区南部の特別支援学校の在り方について調査を進める。

## (5) 聴覚支援学校寄宿舎

### ① 計画

建物の老朽化が著しいことから、寄宿舎の改築を行う。

### ② 整備の方向性

寄宿舎は、昭和35年に建築され、57年余りが経過している。床など構造部材の破損や、電気設備の不具合など建物の老朽化が著しく、入舎している生徒の生活に支障をきたしている。舎室の窓ガラスについては、耐久性が弱いため割れやすく、鍵も簡易な物であることから、防犯上整備が必要である。風呂やトイレ等の設備の様式も古く、生徒の自立に向けた指導が困難な状況にある。

また、非常用設備や情報保障設備が設置されていないため、災害時、緊急時に安全に避難できるための設備や、聴覚障がい者の特性に合った情報保障など、安全・安心な生活環境を整備する必要がある。

聴覚障がいのある児童生徒が安全かつ安心して学習と生活ができるよう、情報保障システムを整備するなどした寄宿舎の改築を行う。

### ③ 想定する規模

寄宿舎利用児童生徒数 34名程度

舎生室 16室程度（男子棟、女子棟を合わせて）

### ④ 供用開始目標年度

平成32年度を目途とする。

寄宿舎利用児童生徒数の推移予測

	幼稚部	小学部	中1	中2	中3	中合計	高1	高2	高3	高合計	合計
平成22年度	0	0	1	4	3	8	2	1	2	5	13
平成23年度	0	0	2	1	4	7	5	4	2	11	18
平成24年度	0	0	3	1	1	5	5	6	3	14	19
平成25年度	0	0	0	3	1	4	1	6	4	11	15
平成26年度	0	0	5	0	3	8	6	1	4	11	19
平成27年度	0	0	3	5	0	8	7	5	1	13	21
平成28年度	0	0	5	3	6	14	1	7	5	13	27
平成29年度	0	0	6	5	3	14	8	1	6	15	29
平成30年度	0	0	4	6	5	15	5	8	1	14	29
平成31年度	0	0	7	4	6	17	6	5	8	19	36
平成32年度	0	0	1	7	4	12	8	6	5	19	31
平成33年度	0	0	4	0	7	11	8	8	6	22	33

※ 寄宿舎利用は、平成18年まで高等部生徒であり、幼・小・中学部の幼児児童生徒については、郡山光風学園を利用していた。平成18年10月1日の障害者自立支援法の施行に伴い、生徒や保護者の希望により、聾学校の全ての児童生徒が寄宿舎を利用できるようになった。

## (6) 震災により避難した富岡支援学校の対応

### ① 計画

富岡町をはじめ双葉地区の状況や児童生徒等の動向を踏まえ、最終的な在り方について検討を進める。

### ② 整備の方向性

現在使用している施設は、応急的な対応としての仮設校舎及び空き教室の利用であることから、早急な対応が必要である。

障がい児入所施設である東洋学園は、平成24年度「応急仮設住宅」としていわき市内郷に施設を設置し運営しているが、平成30年3月にいわき市四倉に仮設施設の設置を目指している。入所生は50人程度と考えられ、児童生徒数の増加が見込まれる。

双葉地区町村の帰還の状況を見据えながら、場所や時期等の検討を進める。

富岡支援学校児童生徒数の概況

(人)

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
児童生徒数	32	30	30	33	41	52	55	65	80	82	85	85	85	85	85

\*平成23年度は県立特別支援学校7校に分教室を設置して学習

## 10 第二次全体整備計画による整備後の姿

今回の計画により伊達、安達、南会津地区での特別支援学校の整備を進めた場合、開校後の各学校の状況を次のとおり想定した。

### (1) 通学時間について

伊達地区及び安達地区から大笹生支援学校に通学している児童生徒は、居住地の特別支援学校に通学できることになり、通学時間は45分未満に改善される。

安達地区及び郡山北部からあぶくま支援学校に通学している児童生徒については、安達地区の学校に通学することで、60分以上通学時間がかかっていた児童生徒の比率が下がる。

たむら支援学校については、安達地区から通学している児童生徒が多少減少するものの、開校による認知度の上昇や高等部生徒の増加により、徐々に増加する。

伊達地区、安達地区の児童生徒の通学時間は、60分以内で通学できる。

南会津地区では、これまで他地区の施設等に入所していた学校から居住地に近い学校に通学することができるようになる。また、会津支援学校に通学していた児童生徒においては、通学時間の大幅な短縮につながる。

知的障がい特別支援学校（本校）の通学時間の比較

学校名	45分未満	45分～60分	60分以上
大笹生支援	74%	15%	11%
	100%	0%	0%
伊達地区	- %	- %	- %
	66%	34%	0%
安達地区	- %	- %	- %
	17%	83%	0%
あぶくま支援	35%	20%	45%
	38%	22%	40%
西郷支援	94%	4%	2%
	96%	2%	2%
石川支援	58%	16%	26%
	52%	22%	26%
たむら支援	45%	13%	42%
	45%	13%	42%
会津支援	66%	18%	16%
	68%	18%	14%
猪苗代支援	91%	7%	2%
	96%	4%	0%
南会津地区	- %	- %	- %
	97%	3%	0%
相馬支援	55%	11%	34%
	58%	14%	28%
富岡支援	63%	8%	29%
	65%	16%	19%
いわき支援	72%	10%	18%
	70%	20%	10%
計	62%	14%	24%
	63%	20%	17%

※上段は平成29年度、下段平成38年度の3地区整備後の通学時間の推計

## (2) 教育環境（狭隘化）の改善について

伊達地区、安達地区、南会津地区に学校が整備されることに伴い、教育環境の改善が見込まれる県立特別支援学校は下記のとおりである。

伊達地区、安達地区に学校が整備されることで、大笹生支援学校では大幅に児童生徒数が減少し、教育環境の改善につながるとともに、あぶくま支援学校では概ね想定定員数になるものと想定している。

会津支援学校は、南会津地区に特別支援学校が設置されることと、会津地区の児童生徒数の減少に伴い、教育環境が改善される見込みである。

県内の県立特別支援学校(知的障がい)の想定定員数について

(単位:人)

		平成29年度 在籍者数 A	教室数		想定定員数 B ※	平成38年度 想定在籍者数 (整備後) C	平成38年度 想定在籍者数と 想定定員数との差 C-B
			小・中	高			
大笹生支援	教室数		30	16			
	生徒数	257	120	96	216	190	△26
あぶくま支援	教室数		33	28			
	生徒数	348	132	168	300	290	△10
会津支援	教室数		25	15			
	生徒数	218	100	90	190	180	△10

※1教室当たりの定員を小・中学部は4名、高等部は6名とし、各学校の教室数との積から計算した人数

## 1 1 おわりに

県教育委員会では、第6次福島県総合教育計画（平成25年度～平成32年度）の後半4年間の取組を加速させるため、平成29年3月に主要施策を戦略的に実行する「頑張る学校応援プラン」を策定した。

特別支援教育においては、「特別支援教育の環境の充実」を取組の柱の一つに掲げ、地域の実状に応じた特別支援学校の新たな整備計画の策定とその着実な実施に取り組むこととしている。

本計画の下、特別支援学校の教育環境整備が進み、「地域で共に学び、共に生きる教育」が一層推進され、共生社会の実現への一助になることを願うとともに、今後の県立高等学校改革計画の実施状況を踏まえながら、引き続き障がいのある児童生徒の教育環境の整備に努めていく。